

令和7年度 千曲市原体験の森宿泊研修施設補強工事

図面番号	意匠図・構造図	図面番号		図面番号	電気設備図	図面番号	
A-001	工事概要及び特記仕様書（1）			E-01	電灯設備 姿図・1階平面図		
A-002	特記仕様書（2）			E-02	火災報知設備 凡例・系統図 ・1階平面図		
A-01	木造特記仕様書 No.1						
A-02	木造特記仕様書 No.2						
A-03	木造特記仕様書 No.3						
A-04	木造特記仕様書（構造関係）						
A-05	追加特記仕様書（鉄骨、 金属工事）						
A-06	配置図・案内図・全体平面図						
A-07	管理棟・ホール棟平面図 ・既存管理棟平面図						
A-08	既存ホール棟断面図 ・既存管理棟断面図						
A-09	既存管理棟矩計図						
A-10	既存管理棟食堂平面詳細図 ・既存管理棟小屋伏せ図						
A-11	既存管理棟軸組図						
A-12	改修管理棟食堂平面詳細図						
A-13	改修梁詳細図						

工事概要及び特記仕様書

1. 工 事 名	令和7年度千曲市原体験の森宿泊研修施設補強工事	※施工体制台帳に記載すべき事項 ○建設業法第24条の8第1項及び同施工規則14条の2に掲げる事項 ○安全衛生責任者、安全衛生推進者、雇用管理責任者、監理技術者、主任技術者他
2. 工 事 場 所	千曲市大字八幡字八幡芝山2-620. 2-621番地	・施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員に提出すること。
3. 工 事 概 要	・管理棟食堂内小屋梁（鉄骨合せ梁）補強工事 ・同室 天井復旧工事 ・	⑩ 建設業退職金制度について ・受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証書を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。 ・受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者の建退共制度への加入並びに、共済証紙の購入及び貼付を促進するよう努めること。 ・請負代金額が 800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を契約締結後 1 か月以内に発注者に提出すること。なお、建退共対象労働者を使用しない場合等は、あらかじめその理由を書面により申し出ること。
4. 共 通 仕 様 書	「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	⑪ 安全管理・養生 ・監督員及び千曲市担当課職員、施設職員等関係者と打合せを行い、安全対策、養生等の必要な措置を講じること。また、これらに関する費用は受注者の負担とする。 ・施設利用者等第三者災害の防止の為に必要な措置を講じること。 ・工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。 ・工事用足場上の作業においては、関係法令等を遵守し、適切に墜落制止用器具を使用すること。 ・安全教育等は、工事期間中に月一回以上実施し、その結果は工事日誌へ記録するほか写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 ・施工計画書に次の事項について方法等を具体的に記載し遵守すること。また、下請事業者へも徹底すること。 (1) 建設発生土及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の確認。 (2) 飛散防止処置の徹底。 (3) さし柵装着車などの不正改造した車両や、不表示車両等の使用禁止。
5. 一 般 共 通 事 項		⑫ 過積載の禁止 ⑬ 環境対策 ⑭ 工程管理 ⑮ 立会検査 ⑯ 工事範囲 ⑰ 工事用足場 ⑱ 工事用資材等の調達について
① 使用材料	・本工事に使用する材料は全て新品とする。千曲市で指定のあるものは、それに従うものとする。	
② 工事用電力・用水等	・本工事に必要な工事用電力・用水等に要する費用は全て受注者の負担とする。	
③ 施工計画書	・契約後速やかに施工計画書を提出し、監督員の承諾を得るものとする。 ・本工事は当該施設の使用と併行して行う改修であるため、監督員、千曲市担当課職員、施設職員と綿密に打ち合わせを行い、施工計画を立てること。 ・官公庁への手続きは本工事に含むものとし、受注者がこれを行うものとする。 ・工事期間中、受注者の責任において火災保険・労災保険等工事用保険に加入し、その費用は受注者が負担するものとする。 ・法定外の保険への加入について 1) 受注者は工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。 2) 前項で定める保険契約を締結した時は、その証券の写しを速やかに監督員に提出すること。	
④ 諸官庁手続		
⑤ 保険	・暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。 ・工事請負額が500万円以上の工事については、工事実績情報（工事カルテ）の登録をすること。 ・登録する場合は、あらかじめ監督員の確認を受け、次に示す期間内に登録の手続きを行うこと。 (1) 工事受注時 契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内 (3) 工事完成時 工事完成後10日以内	
⑧ 下請契約における市内業者の活用について	・受注者は、下請契約による施工とする場合は、市内業者を活用するよう特段の配慮をするものとする。	
⑨ 施工体制台帳関係	・受注者は、下請金額に関らず全ての工事について、建設業法に定める施工体制台帳とそれに関わる書類及び施工体系図を作成し、工事期間中工事現場に備え付けること。 施工体系図は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。 ・受注者が契約する下記の業種についても、施工体制台帳及び施工体系図に記載すること。 ①ダンプ運転手(運搬のみを除く) ②1日ですべて完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみの単価契約の請負契約のもの ③クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っているもの ④クレーン等の業種オペレーターを、機器と一緒にリース会社から借り上げる場合のもの ⑤他の会社から応援車を借上げ、請負契約を締結した場合のもの（臨時雇用関係である場合を除く）	

工事名称 令和7年度千曲市原体験の森宿泊研修施設補強工事	図面名 工事概要及び特記仕様書（1）	縮尺	作成年月日	備 考	 千 曲 市 〒387-8511千曲市杭瀬下二丁目1番地 TEL 026-273-1111（代）	図面番号 A-001
			修正年月日			

- ⑰

工事用資材の市内又は県内生産品の優先使用について
- ⑱

レディーミストコンクリート製造場の選定について
- ⑳

発生材処分
- ・受注者は、本工事に使用する材料については、規格品・品質等の条件を満足するものについては、市内又は県内において製造若しくは加工された資材を優先して使用するよう努めるものとする。

・受注者は、Ⅰ類コンクリートの製造工場を、JIS マーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コンクリート主任技士等）が置かれ、良好な品質管理が行われている工場（全国品質管理監査会議の策定した統一基準に基づく監査に合格した工場等）から選定すること。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

・解体に伴う発生材は事故原因とならぬよう出来るだけ速やかに場外へ搬出処分すること。

・廃棄物の処理にあたって、受注者が自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき自らが廃棄物の処理運搬をして自社の処分場で処理するか、または知事の許可を取得している処分業者へ処分を委託すること。また、廃棄物の処分を下請人に委託するときは、法に基づく産業廃棄物の収集・運搬及び処分を業として知事の許可を取得している者に委託することとし、施工計画書に当該許可の写し及び委託契約書の写し（表裏面共）を添付のうえ提出すること。

・再生可能なものについては、再生資源としての利用促進を図るため、資格のある中間処理業者に処理を委託すること。なお、竣工したときは、処分状況の写真（中間処理にあつては、中間処理状況の写真）及び日報並びに発生材集計表を提出し、排出業者が保管することになっているマニフェストシステムによるA票、B2票、D票及びE票を提示すること。

・再生資源利用等計画書・実施書

a

施工計画書にあわせて「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を提出し、工事現場で公衆に見えやすい場所へ掲示する。

b

竣工時に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、提出する。

c

作成は指定されたシステムにより行い、実施書はデータの入力された電子媒体を添付する。

d

対象工事は下表のとおりとする。

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次の何れか1つでも満たす建設資材を搬入する工事	次の何れか1つでも満たす建設資材を搬出する工事
1 土砂・・・・・・・・・・500m3以上	1 土砂・・・・・・・・・・500m3以上
2 碎石・・・・・・・・・・500 t 以上	2 コンクリート塊
3 加熱アスファルト混合物・・200 t 以上	アスファルト・コンクリート塊
	建設発生木材
	合計200 t 以上

- ㉒

清掃・片付け
- ㉓

疑義等
- ㉔

施工図の取扱い
- ㉕

設計図CADデータについて
- ㉖

完成写真の著作権の権利等について
- ・工事中は常時片付け及び清掃を心掛け、発生材及び塵芥が飛散もしくは堆積しないよう注意する。

・設計図書に明記の無い事項で疑義を生じたときは、監督員と協議して、その指示に従うこと。

・施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。

・本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

・受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

a

完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

b

以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

ア

完成写真を公表すること。

イ

完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

- ㉗

工事写真撮影要領
- ・着事前及び完成後の撮影部位は、同方向同位置とする。（撮影個所については監督員の承諾を得ること）

・工事施工中の撮影

a

撮影段階は養生、解体撤去の前後、発生材の処分状況、各種試験の実施状況、J I S規格のあるものはその表示部分、施工後に隠蔽となる部分、その他監督員の指定した部分とする。

b

施工管理の確認において重要となるので、工事完了後目視できなくなる箇所に重点をおいて、部位・施工略図及び寸法を記入した小黒板を入れて撮影することとし、必要に応じてスケール等で寸法が判別できるようにする。

c

仮設物（掲示物、仮囲い、仮設トイレ等）、安全管理（作業員の保護具着用等）、作業ミーティング、安全教育実施状況等についても撮影すること。

・写真のサイズ及び整備

a

工事中に撮影する写真は工程順に撮影箇所等を記入して整理する。

b

写真は原則としてカラーサービスサイズ版とし工事写真帳に整理し提出するか、指定用紙に印刷して提出する。なお、用紙に印刷して提出する場合は、千曲市電子納品運用ガイドラインに準じて行なうこと。

㉘

その他

- ・工事表示板を1箇所設置する。

工事名 00年度 0000000000000000I専

事業主体 千 曲 市

受注者 00000000

TEL 000-0000

大きさ 9 0 cm×6 0 cm 横書き

白地 黒文字 （角ゴシック体）

・竣工時提出書類 [提出部数は1部] ※詳細は監督員から指示するものとする

・工程表（計画及び実施）

・仮設計画図

・施工計画書（総合及び各工種）

・完成図

・工事写真

・工事日誌

・工事打合せ簿

・施工図

・報告書

・各種証明書

・その他
- ・塗装色を選定する際は、千曲市美しいまちづくり景観条例の規定によること。

・当該工事は、発注者指定型週休2日工事とする。但しこれによりがたい場合は監督員と協議する。
- | | | | | | | |
|-------------------------|----------|----|-------|-----|---|---------|
| 工事名称 | 図面名 | 縮尺 | 作成年月日 | 備 考 | <div><div><div>千曲市</div><div>〒387-8511
千曲市杭瀬下二丁目1番地
Tel 026-273-1111（代）</div></div></div> | 図面番号 |
| 令和7年度千曲市原体験の森宿泊研修施設補強工事 | 特記仕様書（2） | — | 修正年月日 | | | A - 002 |

大規模木造工事

1 適用
2 材料等
③ 集材材等の製作工場

4 施工管理技術者
5 床書き原寸図

6 アンカーボルト

7 柱底均しモルタル

⑧ 普通ボルト

ボルト及びナットの材料等

⑨ ボルトに用いる木材
建築用産金

⑩ ボルト孔

本工事に6章大規模木造工事を適用する
本工事で使用する下記以外の材料については部位別材料表による
本工事で使用する接合部及び接合金物は接合員表及び接合金物表による (6.3.2) (6.3.3)
○「建築基準法施行令第46条第2項第一号イの規定に基づく構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集材材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準」 (S62建告1898号)の品質を確保できる製作工場
・
・適用する (6.1.4)
・作成する (部位) (6.1.5)
・作成しない
材質 図示 SS400 (6.6.1) (6.6.2) (表 6.6.1)
寸法 図示
保持及び埋込み工法 A種 ※ B種 C種
厚さ 図示 30mm (6.6.4) (表 6.6.3)
工法 A種 ※ B種
ボルト及びナットの材料等 (6.7.2) (表 6.7.1)
○図示
○下記による

	ボルト	ナット			
規格番号	JIS B 1180 (六角ボルト)	JIS B 1181 (六角ナット)			
規格名称					
種類	並形六角ボルト	並形六角ナット			
材料区分	鋼製	鋼製			
強度区分	4.6	5			
ねじ種類の規格	JIS B 0205-4 (一般用メートルねじ第4部:基準寸法) による				
ねじの交差域 クラスの規格	JIS B 0209-1 (一般用メートルねじ第4部:原則及び基礎データ) による6g	JIS B 0209-1による6H			
仕上げの程度	中	中			
寸法と厚さ		(6.7.2) (表 6.7.2)			
○図示 ○下記による					
その他の接合員及び接合金物					
ボルトが 受ける応力の種類	12	16	20	24	
引張りを受けるボルト (記号:)	厚さ 角座金の一辺 丸座金の直径	6 60 70	9 80 90	13 105 120	13 125 140
せん断を受けるボルト (記号:)	厚さ 角座金の一辺 丸座金の直径	3.2 30 40	4.5 50 60	6 60 70	6 70 80
ボルト径の孔 ○図示 ○下記による		(6.7.2) (表 6.7.3) (表 6.7.4)			
集材材等の場合	ボルト径 (mm)	ボルト径に加える大きさ (mm)			
	16未満	1.0			
	16以上	2.0			
接合金物の場合	ボルト径 (mm)	ボルト径に加える大きさ (mm)			
	16未満	1.0			
	16以上	1.5			

7 枠組壁工法工事

1 適用
2 材料等
3 釘等
4 大匠認定材料
5 壁枠組
6 垂木方式による屋根

7 屋根梁形式による屋根

8 せっこうボード張り

本工事に7章大規模木造工事を適用する
本工事で使用する下記以外の材料については部位別材料表による
本工事で使用する接合部及び接合金物は接合員表及び接合金物表による (7.2.3)
釘の種類 (7.2.3) (表 7.2.3) (表 7.2.4)
釘の種類
・ CN釘 ・ BN釘
釘の本数及び間隔
・ 図示 ・ 表 7.2.3による ・ 表 7.2.4による
釘又はねじの長さ
・ 図示 ・ 打ち付ける板厚の2.5倍
・ 適用しない (7.2.5)
・ 適用する (適用材料) (7.7.2)
たて枠相互の間隔
・ 図示 ・ 455mm
垂木の種類 (7.9.3)
・ 部材別材料表による ・ 合板がセット
多雪区域及び垂木間隔が500mmを超える場合の垂木と天井根太の接合
・ 図示 ・
垂木つなぎ
・ 図示 ・ 寸法形式106又は204を用い、天井裏スペースの頂部から1/3以内の位置に、垂木2本おきに設ける
垂木と屋根根太の接合 (7.9.4)
・ 図示 ・ 3-CN90平打ち
壁張りの張り方 (7.10.5)
・ 図示 ・ たて張り

	ボルト径 (mm)	ボルト径に加える大きさ (mm)
16未満	1.0	
16以上	2.0	

	ボルト径 (mm)	ボルト径に加える大きさ (mm)
16未満	1.0	
16以上	1.5	

1 適用
2 材料等
3 接合金物等の防錆処理
4 仮組立
5 通しボルトの下端部の締め直し方法
6 工事完成後の締め直し
7 丸太材等の継手
8 小屋梁の継手
9 床梁に使用する丸太材等の継手
10 側板、段板、け込み板の下ごしらえ

本工事に8章丸太組構法工事を適用する
本工事で使用する下記以外の材料については部位別材料表による
本工事で使用する接合部及び接合金物は接合員表及び接合金物表による (8.1.4) (8.1.5)
構造上主要な部分及び常時湿潤のいずれのある部分を接合する金物
※ JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) による 2種H20Z35
・
・行う ・ 行わない (8.3.2)
・ 図示 (8.3.5)
・産金 (PL-6×50×50以上) を使用し、基礎端部にボルト締直し用の開口を設ける
・箱形金物をあらかじめ基礎に埋込んで使用し、箱形金物にアンカー用鉄筋を取り付け、基礎に固定する
・ 図示 (8.3.5)
・工事完成後6箇月、1年及び2年 (8.3.6)
・ 図示
・目違い継ぎ、ひら金物釘打ち
・腰掛あり継ぎ、ボルト締め
・突付け継ぎ、屋いざね及びだば (又はボルト) の挿入
※ 設けない ・ 設ける (図示) (8.4.2)
※ 設けない ・ 設ける (図示) (8.5.2)
・ 図示 (8.7.4)

9 屋根及びとい工事

1 適用
2 長尺金属板
3 平葺 (一文字葺)
4 心木なし瓦葺葺
5 粘土瓦
6 瓦の取付け
7 粘土瓦葺の種の工法
8 屋根スレート
9 折板葺
10 金属葺とい
11 塩ビとい

2節以降の適用 ・ 適用しない ○ 適用する (9.3.2) (表 9.3.1)
屋根葺き形式 長尺金属板の種類 板厚 (mm)
・ ※ 塗装溶融 55%アルミニウムー亜鉛合金 めっき鋼板及び鋼帯 (Q490R-20-AZ150) ※ 0.4
・
屋根葺き工法 ※ 図示
下葺材料 ※ アスファルトーフィング 940
葺板の敷ち寸法 ・ A種 ・ B種 (表 9.3.3)
動き幅 ・ 450 ・ 418 ・ 364 ・ 321 (9.3.5)
粘土瓦 (9.4.2)
種 類 大きさ 産 地 役 物 雪止めの瓦 備考
・ 図示 ・ 9.4.3 (b) による (9.4.3)
・ 図示 ・ 9.4.3 (e) (1) による ・ 9.4.3 (e) (2) による (9.4.3)
(9.5.2)
種 類 寸 法 形 状 棟・けらば等の役物 色彩 備考
「13.3.2～3」「表 13.2.1」
形 式 ※ 重ね形 ・ はせ絡め形 ・ かん合形
形状 (mm) 山高 () 山ピッチ () 板厚 ※ 0.6 ・ 0.8
材 料 ※ 塗装溶融 55% アルミニウムー亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (Q490R-20-AZ 150)
(規格等) ・
軒先面戸板 ※ 有り ・ 無し
断 熱 材 ※ 有り (種別: 厚さ: mm) ・ 無し
防火性能 ※ 30分 耐火 ・ 無し
材 種 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ○ 図示 「13.5.2」「表 13.5.1」
※ サイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) 図示
防露材のホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 ・ 第三種
鋼管製といの防露 ※ 行う 標仕表 13.5.4による 「13.5.3」「表 13.5.4」
掃 除 口 ※ 有り (図示) ・ 無し
とい及び谷とい (9.7.1 (1) ・ (2))
部 位 金属板の種類 板厚 備考
とい 塗装※ あり 鋼板 t=0.44
谷とい
掃 除 口 ※ 有り ・ 無し
種 類 外 径 厚 さ 集水及びあんこうの形 備考
・ 図示 ・ 表 10.2.1による (10.2.3)
・ 図示 ・ 表 10.3.1による (10.3.3)
・ 図示 ・ 表 10.4.1による (10.4.3)
・ 図示 ・ 表 10.5.1による (10.5.3)
・ 図示 ・ 表 10.5.2による (10.5.3)
・ 図示 ・ 表 10.6.1による (10.6.3)
・ 図示 ・ 表 10.6.2による (10.6.3)
・ 図示 ・ 表 10.7.1による (10.7.3)
・ 図示 ・ 表 10.8.1による (10.8.3)
・ 図示 ・ 表 10.9.1による (10.9.3)
・ 図示 ・ 表 10.10.1による (10.10.3)
・ 図示 ・ 表 10.11.1による (10.11.3)

12 建具工事

1 見本の製作等
2 防犯建物部品
3 アルミニウム製建具
4 網戸
5 鋼製建具
6 鋼製軽量建具
7 ステンレス製建具
8 木製建具
9 建具用金物
10 自動ドア開閉機構
11 自閉式上吊り引戸装置
12 重量シャッター
13 軽量シャッター
14 オーバーヘッドドア

・特殊な建具の仮組 (建具符号:) (12.1.4)
・適用する (図示) (12.1.6)
外部に面する建具 (12.2.2) (12.2.4) (表 12.2.1)
種 別 耐風圧性 気圧性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所
・ A種 S-4 ※ A-3 ※ W-4 ※ 70 ※ 図示 ・
・ B種 S-5 ・ ・ ・
・ C種 S-6 A-4 W-5 100
表面処理 ※ 透明系 ・ 着色系 (表 12.2.2)
防音ドアセット ・ 防音サッシ ・ 適用する 遮音性の等級 ()
断熱ドアセット ・ 断熱サッシ ・ 適用する 遮音性の等級 ()
耐震ドアセット 図示 ・ 適用する 面内変形追随性の等級 () (表 12.2.1)
屋内建具
表面処理 ※ 透明系 ・ 着色系 (12.2.2)
防虫網 ・ 図示 (12.2.3)
網の種類 ※ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ 合成樹脂製 ・ ステンレス製 (SUS 316)
形 式 ※ 外部可動式 ・ 固定式
簡易気密型ドアセットの適用は建具表による (12.3.2) (表 12.3.1)
耐風圧性の適用は建具表による
特定防火設備の戸 ・ 適用あり
片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合の鋼板類の厚さ ※ 図示 (12.3.4)
簡易気密型ドアセットの適用は建具表による (12.4.2)
片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合の鋼板類の厚さ ※ 図示 (12.4.4)
簡易気密型ドアセットの適用は建具表による
耐風圧性の適用は建具表による
表面仕上げ ※ H L程度 ・ 鍍面仕上げ (12.5.4)
曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ (補強あり) (12.5.5)
特定防火設備の戸 ・ 適用あり (表 12.5.1)
施工箇所 種類
屋内 ・ SUS304又はSUS430J1L ※ SUS430
屋外 ※ SUS304又はSUS430J1L
建具材の加工、組立時の含水率 ・ B種 (表 12.6.1)
かまち戸の樹脂 かまち () 鍍板 () (12.6.2)
ふすまの上張り ※ 新鳥の子又はビニル紙程度 (押入等の裏面は除く) ・ 鳥の子 (表 12.6.3)
縁仕上 ・ 塗り縁 ・ 生地縁 (素地) ・ 生地縁 (ウレタンリヤー塗装 (表 12.6.9)
フラッシュ戸の表面板 ・ 図示 ・ 表 12.6.6による (12.6.3) (表 12.6.6)
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※ 規制対象外 ・ 第三種
マスターキー ※ 製作する ・ 製作しない (12.7.1) (16.4.6)
建具用金物
錠類はシンダー錠 (レバーハンドル) とする
「16.8.2. 3」「表 16.8.1」「表 16.8.2」「表 16.8.3」
開閉方式 センサの種類
※ スライディングドア
種類 ・ SSLD-1 ・ SSLD-2 ・ マットスイッチ ※ 光線反射スイッチ ・ 熱線スイッチ
・ DSLD-1 ・ DSLD-2 ・ 音波スイッチ ・ 光電スイッチ ・ 電波スイッチ
・ スイングドア ・ タッチスイッチ ・ 押しボタンスイッチ ・ ペダルスイッチ
・ SMD-1 ・ SMD-2 ・ 多機能便所スイッチ
・ 凍結防止措置 (適用箇所は建具表による)
材料 ※ SUS 304 アルミニウム製等 防錆性能を有するもの 「16.9.2.3」
※ 製造所標準仕様による
性能等 ※ 標仕表 16.9.1 による
※ 製造所標準仕様による
シャッターの種類
・ 一般重畳シャッター 耐風圧強度 () N/m²
・ 外壁用防火シャッター 耐風圧強度 () N/m²
・ 屋内用防火シャッター
・ 屋内用防煙シャッター
開閉機能 ※ 上部電動式 (手動併用) ・ 上部手動式 「16.10.2」
危害防止機構
※ 障害物感知装置 (自動閉鎖型)
・ シャッターの二段降下方式
一般重畳シャッターのシャッターケース ※ 設ける ・ 設けない 「16.10.2」
開閉形式 ※ 手動式 ・ 上部電動式 (手動併用) 「16.11.2」「表 16.11.1」
スラット 材質 ※ JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 又は JIS G 3318 (塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯) 「16.11.3」
・ 鋼板 「16.11.4」
形状 ※ インターロックング形 ・ オーバーラッピング形 「16.11.4」
ガイドレール等 ※ 鋼板製 ・ ステンレス製 SUS 304 (厚さ 1.0mm) 「表 16.11.2」
耐風圧強度 () N/m²
「16.12.2～3」
セクション材料 開閉方式 収納形式 ガイドレール
※ スチールタイプ ※ バランス式 ・ スタンダード形
・ アルミニウムタイプ ・ チェーン式 ・ ローヘッド形 ※ 溶融亜鉛めっき鋼板
・ ファイバークラスタイプ ・ 電動式 ・ ハイリフト形 ※ ステンレス鋼板 (SUS 304)
・ パーチカル形
耐風圧性能 () Pa

15 ガラス
16 ガラス留め材及び溝
17 ガラス用フィルム (内張り用)

① 材料
② 素地ごしらえ
③ 塗装塗り

※ 建具表による (12.8.2)
・ ガラスブロック (12.8.5)
表面形状 呼び寸法 (mm) 厚さ (mm) 色調 防火性能
・ 正方形 ※ 無し
・ 長方形 ※ 有り
ガラス留め材 (12.8.2) (表 12.8.1)
建具の種類 材 種
アルミニウム製 ※ シーリング材 ・ ガスケット (F I X 部はシーリング材)
鋼製及び鋼製軽量 ※ シーリング材
ステンレス製 ※ シーリング材
防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能を有するものとする。 (12.8.3)
板ガラスをはめ込む大きさ
本造標仕 12.8.3 以外の建具及び板ガラスの場合は (社) 日本建築学会 JASS 17 ガラス工事「3.1 納まり寸法標準」によるほか、性能値が確認できる資料を監督職員に提出する
用途による区分 記号
※ ガラス飛散防止フィルム ※ GS-A-B
・ 日射調整フィルム/ガラス飛散防止フィルム ・ SC-A/GS-A-B ・ SC-B/GS-A-B
・ ガラス貫通防止フィルム ・ SF-A
・ 日射調整フィルム/ガラス貫通防止フィルム ・ SC-A/SF-A ・ SC-B/SF-A
品質 JIS A5759 による

13 塗装工事

① 材料
② 素地ごしらえ
③ 塗装塗り

屋内の壁、天井仕上り材は防火材料とする (13.1.3)
ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量
※ 規制対象外 ・ 第三種
亜鉛めっき面の素地ごしらえの種類 (13.2.4) (表 13.2.3) (表 13.3.4)
種 別 施工箇所及び塗料種別
A種 鋼製の建具及び、2液形ポリウレタンエナメル塗り、常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗りの場合
B種 A種、C種以外
C種 錆止め塗装に変わってエポキシ樹脂塗料を塗装する場合
「7.4.2～7.15.2」「表7.4.1～7.15.1」
塗 装 の 種 類 塗 装 面 塗 装 工 程 新 規
・ 合成樹脂鋼合ペイント塗り (S O P) 木部 (外部) [7.4.3] ※ B種 ・ ※ A種 ・
木部 (内部) [7.4.3] ※ B種 ・ ※ B種 ・
鉄鋼面 [7.4.4] ※ B種 ・ ・ A種 ・ B種
亜鉛めっき鋼面 [7.4.5] ※ B種 ・ ※ B種 ・
鋼製建具 [7.4.5] ※ A種 ・ ※ B種 ・
・ クリアラッカー塗り (C L) 木部 [7.5.2] ・ A種 ※ B種 ・ A種 ※ B種
・ フタル酸樹脂エナメル塗り (F E) 屋内外木部 [7.6.2] ・ A種 ※ B種 ・ A種 ※ B種
鉄鋼面 [7.6.3] ・
亜鉛めっき鋼面 [7.6.3] ・
・ アクリル樹脂系非水分散形 屋内外の2カ所一面、鉄鋼面、 ※ B種 ・ ※ B種
塗料 (N A D) [7.7.2] ・
・ 耐蝕性塗料塗り (D P) 鉄鋼面 [7.8.2] ・ A種 ・ ※ A種
上塗り ・ B種
・ 1級 (ふっ素樹脂塗料) ・ C種
・ 2級 (7カクシオン樹脂塗料)
・ 3級 (8カクシオン樹脂塗料)
亜鉛めっき鋼面 [7.8.3] ・ A種 ・ ※ A種
上塗り ・ B種
・ 1級 (ふっ素樹脂塗料) ・ C種
・ 2級 (7カクシオン樹脂塗料)
・ 3級 (8カクシオン樹脂塗料)
コンクリート面 [7.8.4] ・ A-1種 ・ A-2種 ・ A種
・ B-1種 ・ B-2種 ・ B種
・ C-1種 ・ C-2種 ・ C種
押出成形セメント板面 [7.8.4] ・ A-1種 ・ A-2種 ・ A種
・ B-1種 ・ B-2種 ・ B種
・ C-1種 ・ C-2種 ・ C種
・ つや有合成樹脂 エマルションペイント塗り (E P - G) 屋内外鉄鋼面 [7.9.4] ※ B種 ・ ※ A種 ・ B種
屋内外亜鉛めっき鋼面 [7.9.5] ※ B種 ・ ・ A種 ・ B種
コンクリート面 [7.9.2] ※ B種 ・ ・ A種 ・ B種
モルタル面 [7.9.2] ※ B種 ・ ・ A種 ・ B種
グラステーパー面 [7.9.2] ※ B種 ・ ・ A種 ・ B種
せっこうボード面 [7.9.2] ※ B種 ・ ・ A種 ・ B種
○ 合成樹脂エマルションペイント塗り (E P) 塗装面 [7.10.2] ※ B種 ・ ※ A種 ・ B種
コンクリート面 [7.10.2] ※ B種 ・ ・ A種 ・ B種
モルタル面 [7.10.2] ※ B種 ・ ・ A種 ・ B種
グラステーパー面 [7.10.2] ※ B種 ・ ・ A種 ・ B種
せっこうボード面 [7.10.2] ※ B種 ・ ・ A種 ・ B種
・ 合成樹脂エマルション模様 屋内外2カ所一面、鉄鋼面、 ※ A種 ・ A種 ・ B種
塗料塗り (E P - T) 木部 [7.12.2] ※ B種 ・ ※ B種
木部等 [7.11.2] ※ B種 ・ A種 ※ B種 ・ A種 ※ B種
・ ウレタン樹脂ワニス塗り (U C) 木部 [7.12.2] ・ A種 ※ B種 ・ A種 ※ B種
・ ラッカーエナメル塗り (L E) 木部 [7.13.2] ・ A種 ※ B種 ・ A種 ※ B種
・ オイルステイン塗り (O S) 木部 [7.14.2] ・ A種 ※ B種 ・ A種 ※ B種
・ 木材保護塗料塗り (W P) 木部 [7.15.2] ・ A種 ※ B種 ・ A種 ※ B種
合成樹脂鋼合ペイント塗りの塗料の種類 ※ 1種 ・ [7.4.2]

14 内装工事

① 接着剤
② ビニル床シート張り
3 ビニル床タイル張り
4 ゴム床タイル
5 帯電防止床タイル張り
6 ビニル幅本

※ 規制対象外 ・ 第三種 (14.2.2) (14.3.3)
※ 接着剤に含まれる可塑剤は、難燃発性のものとする。
(14.2.2)
種 類 JIS の記号 色 柄 厚さ (mm)
※ 発泡層のないもの ※ N C ※ 無地 ・ 柄物 ※ 2.5
・ 発泡層のあるもの ※ 柄物 ・ 無地
工法 ※ 熱溶接工法 ・ 突付け (施工箇所:) (14.2.3)
(14.2.2)
種 類 JIS の記号 厚さ (mm) 備 考
※ コンポジションビニル床タイル (半硬質) CT ※ 2.0
・ コンポジションビニル床タイル (軟質) C T S ・
・ ホモジニアスビニル床タイル HT ・
(14.2.2)
種 類 厚さ (mm) 備 考
※ コンポジションビニル床タイル (半硬質)
・ コンポジションビニル床タイル (軟質)
・ ホモジニアスビニル床タイル
(19.2.2)
種 類 厚さ (mm) 性 能
・ コンポジションビニル床タイル ※ 2 発熱耐熱性 (JIS K 6811 による) 1.0×10³以下、または、
漏れし試験値 (JIS A 1454 による) 1.0×10³以下
高さ (mm) ※ 60 ・ 75 「19.2.2」

[illegible]

木造特記仕様（構造関係）

I 建物構造概要等

1. 建物概要

工事名称					
工事場所					
主要用途				延べ面積	㎡
階数	地上	階	地下	階	塔屋
建物高さ				軒高	
工事種別	・ 新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 移転				
増築計画	・ 有り ・ 無し				
構造種別	地上		造	地下	造
架構形式	X方向 Y方向		構造 構造		
耐震安全性の分類	・ Ⅰ類（Ⅰ=1.50） ・ Ⅱ類（Ⅰ=1.25） ・ Ⅲ類（Ⅰ=1.00）				

2. 構造計算条件

耐震設計条件			
地震荷重	建物一次固有周期		() 秒
	地盤種別		第 () 種地盤
	地域係数		Z=
計算ルート	X方向	※ 許容応力度計算 (ルート)	
		・ その他	
		・	
	Y方向	※ 許容応力度計算 (ルート)	
		・ その他	
		・	
設計層間変形角	X方向	一次設計	
		二次設計	
	Y方向	一次設計	
		二次設計	
b 耐風設計条件			
基準風速 (V0)	() m/秒		
地表面粗度区分	・ I ・ II ・ III ・ IV		
c 耐積雪設計条件			
建設地の標高	(860) m		
多雪区域の指定	○ 有り ○ 無し		
設計垂直積雪量	(100) cm	多雪区域の積雪荷重による 3kg/cm	

3. 地盤調査資料

調査内容	・サウンディング（※標準貫入試験 ・ ） ・土質試験 ・孔内水平載荷試験 ・平板載荷試験 ・ ・		
調査位置	構造図 (/ 図) による		
ボーリング柱状図			
液状化対策の検討	・有り ・無し		

II 建築工事仕様（構造関係）

1. 共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新年版）」（以下、「仕様」という。）による。

2. 特記仕様

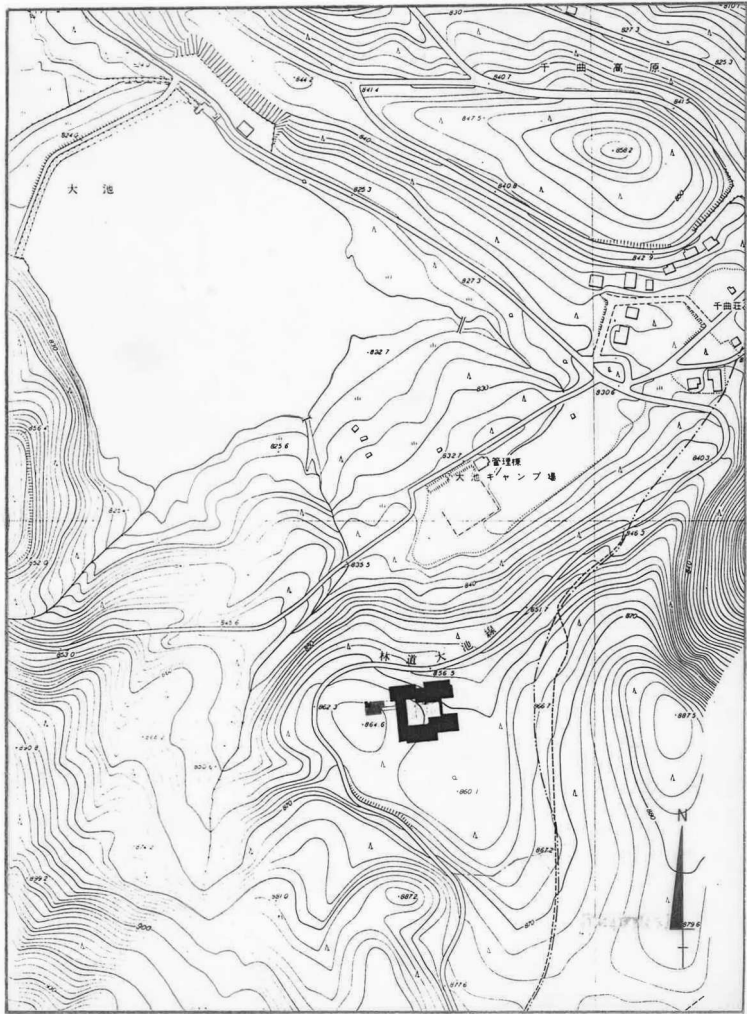
- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の[]内表示番号は、「木造仕様」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) 特記事項に記載の()内表示番号は、「標仕」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(5) ☐印は「国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。

適用範囲	特記仕様(構造関係)の適用範囲は下記の工事種目とする。 ・特記仕様書 1 仕様書 1 工事概要 3 工事種目に掲げる下記の工事種目番号 (番号○～番号○までの工事種目(新築・新設部工事種目)) ・	
3-2 地業工事	1 支持力又は支持地盤の確認	支持地盤の位置及び埋填 ・杭基礎（基礎ぐいの先端の位置含む） ・構造図()による ・直接基礎（基礎底部の位置含む） ・構造図()による 長期設計支持力度 ・()kN/m ² 試験 杭の載荷試験 (4.2.1) (4.2.3) (4.2.5) ・行わない ・行う ・構造図()による 地盤の載荷試験(平板載荷試験) (4.2.4) (4.2.5) ・行わない ・行う 載荷荷重等仕様 ・構造図()による

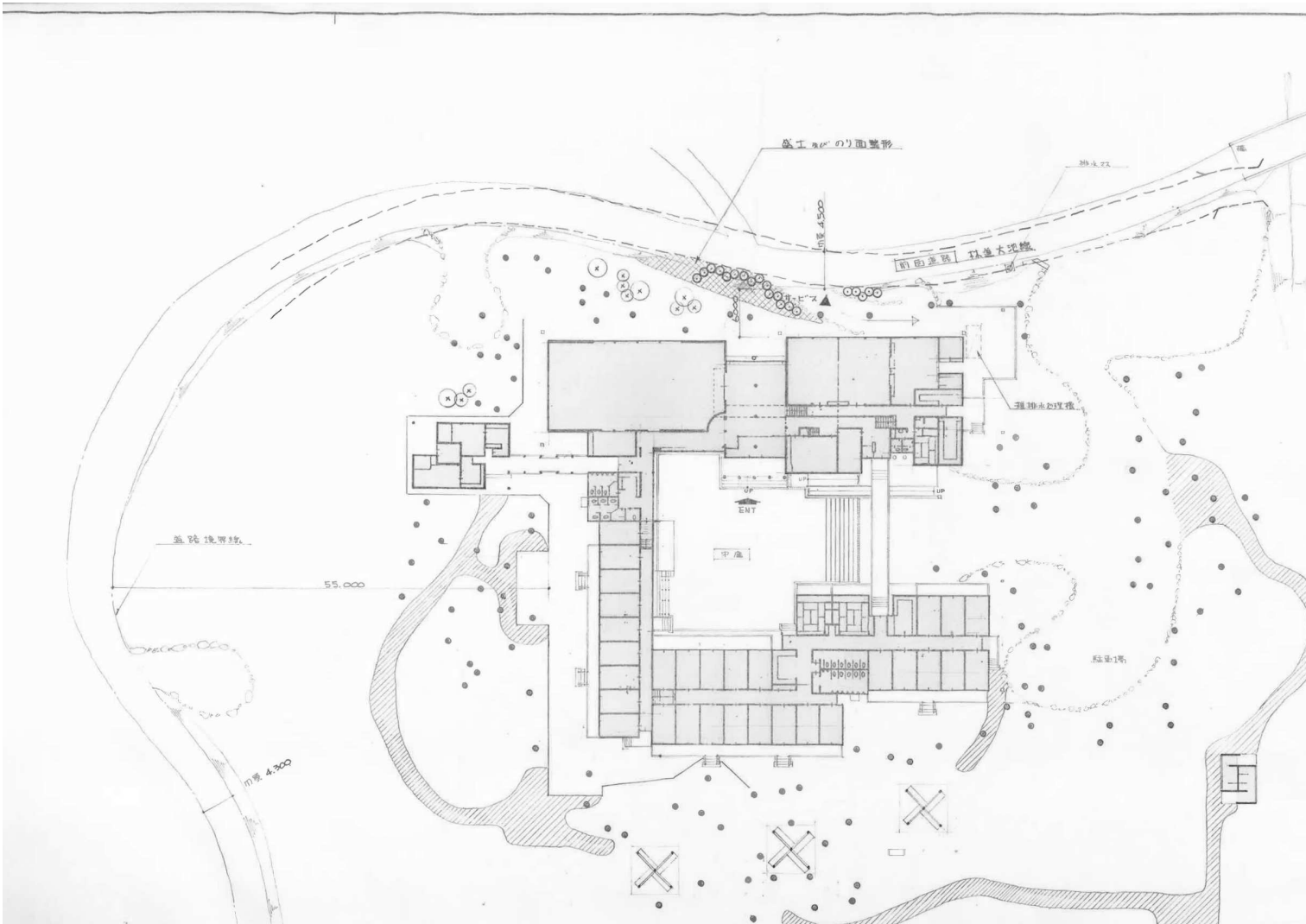
章	項 目	特 記 事 項																																																															
3-2 地 業 工 事	2 液状化対策	・ 行う（工法、施工範囲、仕様及び計測、試験等は構造図による。） ・ 行わない																																																															
	3 既製コンクリート杭地業	種類等 [3. 2. 7] ・ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（PHC杭） ・ 外殻鋼管付きコンクリート杭（SC杭） SC杭の鋼管材料 ・ SKK400 ・SKK490 ・ 材料 寸法、継手、性能等 <table><tr><th rowspan="2">試験杭</th><th rowspan="2">杭径 (mm)</th><th colspan="2">杭長(m) 及び 種類等</th><th rowspan="2">セッ ト 数</th><th rowspan="2">コンクリート 強度 (N/mm²)</th><th rowspan="2">長期設計支 持力 (kN/本)</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>種類の記号</th><th>板厚 (mm)</th></tr><tr><td></td><td></td><td>上杭 中杭 下杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>本杭</td><td></td><td>上杭 中杭 下杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 杭先端部形状 [3. 2. 7] ・ 開放形 ・ 半開放形 ・ 閉そく形 ・ 施工方法 [3. 2. 7] ・ 特定埋込み杭工法 ・ H13国交告1113号第6による支持力算定式でα=250程度を採用できる工法 ・ H13国交告1113号第6による地盤の許容支持力式の内 α、β、γが下記の値を採用できる工法 α=()、β=()、γ=() 工法 ・ プレボーリング拡大根固め工法 ・ 中掘り拡大根固め工法 ・ 杭周固定液 ・ 使用する ・ 使用しない 杭の精度 ・ 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の 1 / 4 かつ 1 0 0 mm 以下 ・ 杭の傾斜 ・ 1 / 1 0 0 以内 ・ 評定条件又は認定条件による [3. 2. 7] 杭継手工法 [3. 2. 7] ・ アーク溶接継手 ・ 無溶接継手（継手部に溶接金具を用いた方式のもの） 工法 ※審査（評定又は大臣認定）を受けた工法 検査 ※審査（評定又は大臣認定）により定められた項目 施工 ※審査（評定又は大臣認定）された施工管理基準による ・ 杭頭の処理（切断方法） [3. 2. 7] ・ 切断しない ・ 切断する 切断方法 ・ 構造図（ ）による 杭頭の中詰め材料 ・ 基礎のコンクリートと同調合のもの 4 鋼杭地業 材料 寸法、継手、性能等 (4. 4. 2) (表4. 4. 1) <table><tr><th rowspan="2">試験杭</th><th rowspan="2">杭径 (mm)</th><th colspan="2">杭長(m) 及び 種類等</th><th rowspan="2">セッ ト 数</th><th rowspan="2">長期設計支持力 (kN/本)</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>種類の記号</th><th>板厚 (mm)</th></tr><tr><td></td><td></td><td>上杭 中杭 下杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>本杭</td><td></td><td>上杭 中杭 下杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 試験杭 (4. 2. 2) (4. 4. 3) 試験杭の位置、本数及び寸法 ・ 構造図（ ）による 杭先端部形状 (4. 4. 2) ・ 開放形 ・ 施工方法 (4. 4. 4) ・ 特定埋込み杭工法 ・ H13国交告1113号第6による支持力算定式でα=250程度を採用できる工法 ・ H13国交告1113号第6による地盤の許容支持力式の内 α、β、γが下記の値を採用できる工法 α=()、β=()、γ=() 工法 ・ 中掘り拡大根固め工法 ・ 杭の精度 (4. 3. 5) ・ 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の 1 / 4 かつ 1 0 0 mm 以下 ・ 杭の傾斜 ・ 1 / 1 0 0 以内 ・ 評定条件又は認定条件による ・ 杭の現場継手 (4. 4. 5) ・ アーク溶接継手 ・ 無溶接継手（継手部に溶接金具を用いた方式のもの） 工法 ※審査（評定又は大臣認定）を受けた工法 検査 ※審査（評定又は大臣認定）により定められた項目 施工 ※審査（評定又は大臣認定）された施工管理基準による ・	試験杭	杭径 (mm)	杭長(m) 及び 種類等		セッ ト 数	コンクリート 強度 (N/mm ²)	長期設計支 持力 (kN/本)	備 考	種類の記号	板厚 (mm)			上杭 中杭 下杭						本杭		上杭 中杭 下杭														試験杭	杭径 (mm)	杭長(m) 及び 種類等		セッ ト 数	長期設計支持力 (kN/本)	備 考	種類の記号	板厚 (mm)			上杭 中杭 下杭					本杭		上杭 中杭 下杭										
試験杭	杭径 (mm)	杭長(m) 及び 種類等			セッ ト 数	コンクリート 強度 (N/mm ²)					長期設計支 持力 (kN/本)	備 考																																																					
		種類の記号	板厚 (mm)																																																														
		上杭 中杭 下杭																																																															
本杭		上杭 中杭 下杭																																																															
試験杭	杭径 (mm)	杭長(m) 及び 種類等		セッ ト 数	長期設計支持力 (kN/本)	備 考																																																											
		種類の記号	板厚 (mm)																																																														
		上杭 中杭 下杭																																																															
本杭		上杭 中杭 下杭																																																															

		杭頭の処理（切断方法） ・ 切断しない ・ 切断する 切断方法 ・ 構造図（ ）による 杭頭の中詰め材料 ・ 基礎のコンクリートと同調合のもの 材料 ※ 再生クラッシャーラン ⑥ ・ 切込み砂利及び切込み砕石 [3.2.8] 厚さ及び適用箇所 厚 さ 適用箇所 ○ 図示 ・ 基礎スラブ下 ・ 基礎梁下 ・ 土間コンクリート下 ・ 土に接するスラブ下 ・																			
5 砂利地業																					
6 捨コンクリート地業	コンクリートの仕様 ※ 基礎工事 無筋コンクリートによる。 [3.2.9] 厚さ及び適用箇所 厚 さ 適用箇所 ○ 50 ・ 基礎スラブ下 ・ 基礎梁下 ・ 土に接するスラブ下 ・																				
7 床下防湿層	施工範囲 [3.2.10] ・ 建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ビット下を除く） 防湿工法 ・ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上 防湿層の位置 ・ 図面（ ）による。 工法 ・ 図示 ・ 浅層混合処理工法 改良範囲、仕様（計測、試験等含む。）は構造図（ ）による。 ・ 深層混合処理工法 改良範囲、仕様（計測、試験等含む。）は構造図（ ）による。																				
8 地盤改良 （セメント系固化工材を用いた工法による改良）																					
9 置換コンクリート地業 （ラップルコンクリート地業）	形状 ・ 構造図（ ）による 支持地盤の長期設計支持力（ ）kN/m ² 支持地盤 ・ 構造図（ ）による 型枠使用の有無 ・ 無し ・ 有り 型枠の使用箇所等は構造図（ ）による。																				
3-3 基礎工事（鉄筋工事）	1 適用基準 2 鉄筋の種類 (5.2.1) (表5.2.1) <table><tr><th>規格の名称</th><th>種類の記号</th><th>呼び径 (mm)</th><th>適用箇所</th><th>備 考</th></tr><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>・ SD295A</td><td>※ D16以下</td><td></td><td></td></tr><tr><td>用棒鋼</td><td>・ SD345</td><td>※ D19以上</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（異形鉄筋）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 3 圧接完了後の試験 (5.4.9) ※ 行う（全数） 抜取試験 ・ 超音波探傷試験 試験の箇所数等 ・ 標仕5.4.9、5.4.10による ・ 引張試験 試験片の採取数は、1ロットに対して（※ 3本 ・ 5本）とする。 試験ロット： 1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする。 なお、200箇所を超えるときは、200箇所ごととする。 試験片を採取した箇所の処置：標仕5.4.9による。	規格の名称	種類の記号	呼び径 (mm)	適用箇所	備 考	鉄筋コンクリート	・ SD295A	※ D16以下			用棒鋼	・ SD345	※ D19以上			（異形鉄筋）				
規格の名称	種類の記号	呼び径 (mm)	適用箇所	備 考																	
鉄筋コンクリート	・ SD295A	※ D16以下																			
用棒鋼	・ SD345	※ D19以上																			
（異形鉄筋）																					
4 鉄筋の継手	継手方法 (5.3.4) <table><tr><th>適用箇所</th><th>継手方法及び適用径の範囲</th></tr><tr><td>・ 基礎柱主筋</td><td>・ ガス圧接（D19以上）</td></tr><tr><td>・ 基礎梁主筋</td><td>・ ガス圧接（D19以上）</td></tr><tr><td>・ 基礎スラブ、耐圧スラブ、土圧壁など</td><td>・ ガス圧接（ ） ・ 重ね継手（ ）</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr></table>	適用箇所	継手方法及び適用径の範囲	・ 基礎柱主筋	・ ガス圧接（D19以上）	・ 基礎梁主筋	・ ガス圧接（D19以上）	・ 基礎スラブ、耐圧スラブ、土圧壁など	・ ガス圧接（ ） ・ 重ね継手（ ）	・	・										
適用箇所	継手方法及び適用径の範囲																				
・ 基礎柱主筋	・ ガス圧接（D19以上）																				
・ 基礎梁主筋	・ ガス圧接（D19以上）																				
・ 基礎スラブ、耐圧スラブ、土圧壁など	・ ガス圧接（ ） ・ 重ね継手（ ）																				
・	・																				
5 基礎梁主筋の継手	・ 構造関係共通事項（配筋標準図）図6.3による（ ・ 全て ・ 構造図による ・ ） ・ 構造関係共通事項（配筋標準図）図6.4による（ ・ 全て ・ 構造図による ・ ） ・ 構造関係共通事項（配筋標準図）図6.5による（ ・ 全て ・ 構造図による ・ ） ・ 構造図による																				
6 鉄筋のかぶり厚さ	最小かぶり厚さ（目地底から算出を行う） ・ 構造関係共通事項（配筋標準図）表5.1による ・ 構造図（ ）による 柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無 ・ 無し ・ 有り 適用箇所（ ） 主筋のかぶり厚さ ・ 最小かぶり厚さ（ ）mm 特殊な要求性能におけるコンクリートの部分（耐久性上不利な部分） ・ 無し ・ 有り 適用箇所（ ） ・ 構造関係共通事項（配筋標準図）表5.1に加える厚さ（ ）mm ・																				
7 各部配筋	・ 構造関係共通事項（配筋標準図）による。 ・ 構造図（ ）による。																				
8 帯筋	組立の形の種別 ・ 構造関係共通事項（配筋標準図）による。 ・ 構造図（ ）による。																				

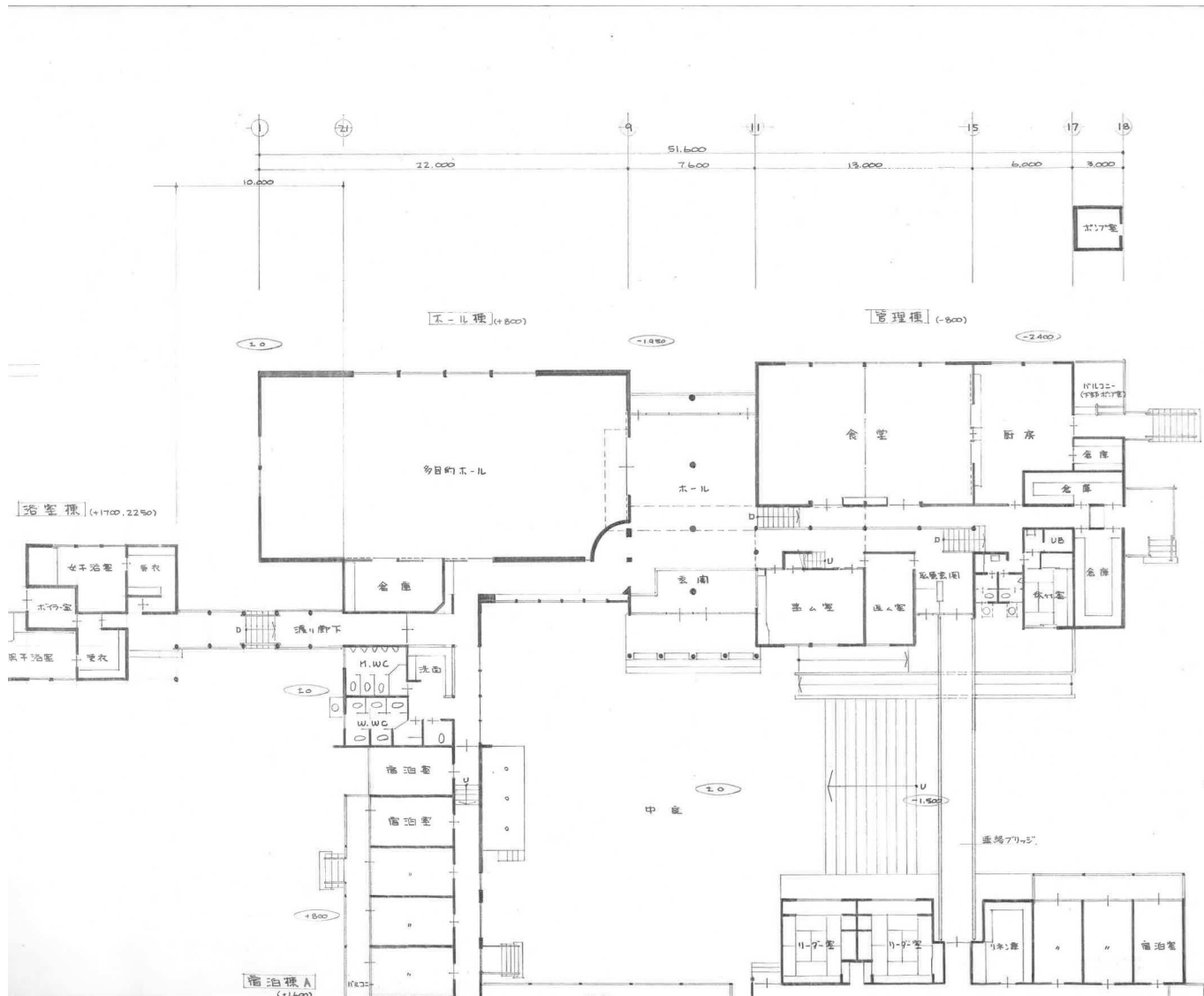
3-3 基礎工事（コンクリート工事）	1 適用基準	標仕6章 コンクリート工事による			
	2 コンクリートの使用骨材による種類及び強度	(6.1.3~4) (6.2.1~3) ※ 普通コンクリート 設計基準強度 Fc (N/mm ²) 気乾単位容積質量 (t/m ³) スランプ (cm) 適用箇所 ・ 21 2.3程度 15 ※ 24 又は 18 18 ・ 18 2.3程度 15 又は 18 			



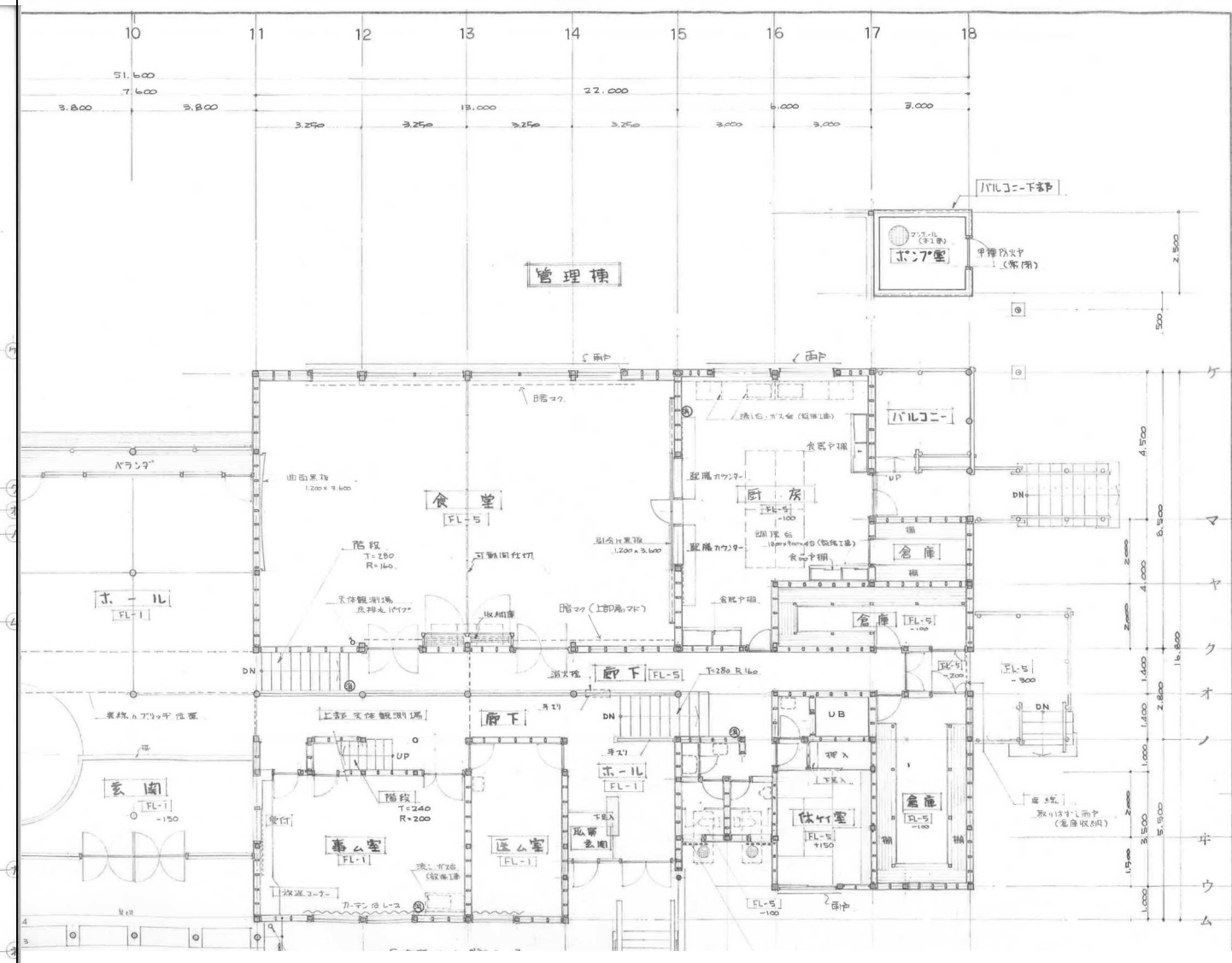
案内図・配置図 S=1:2500



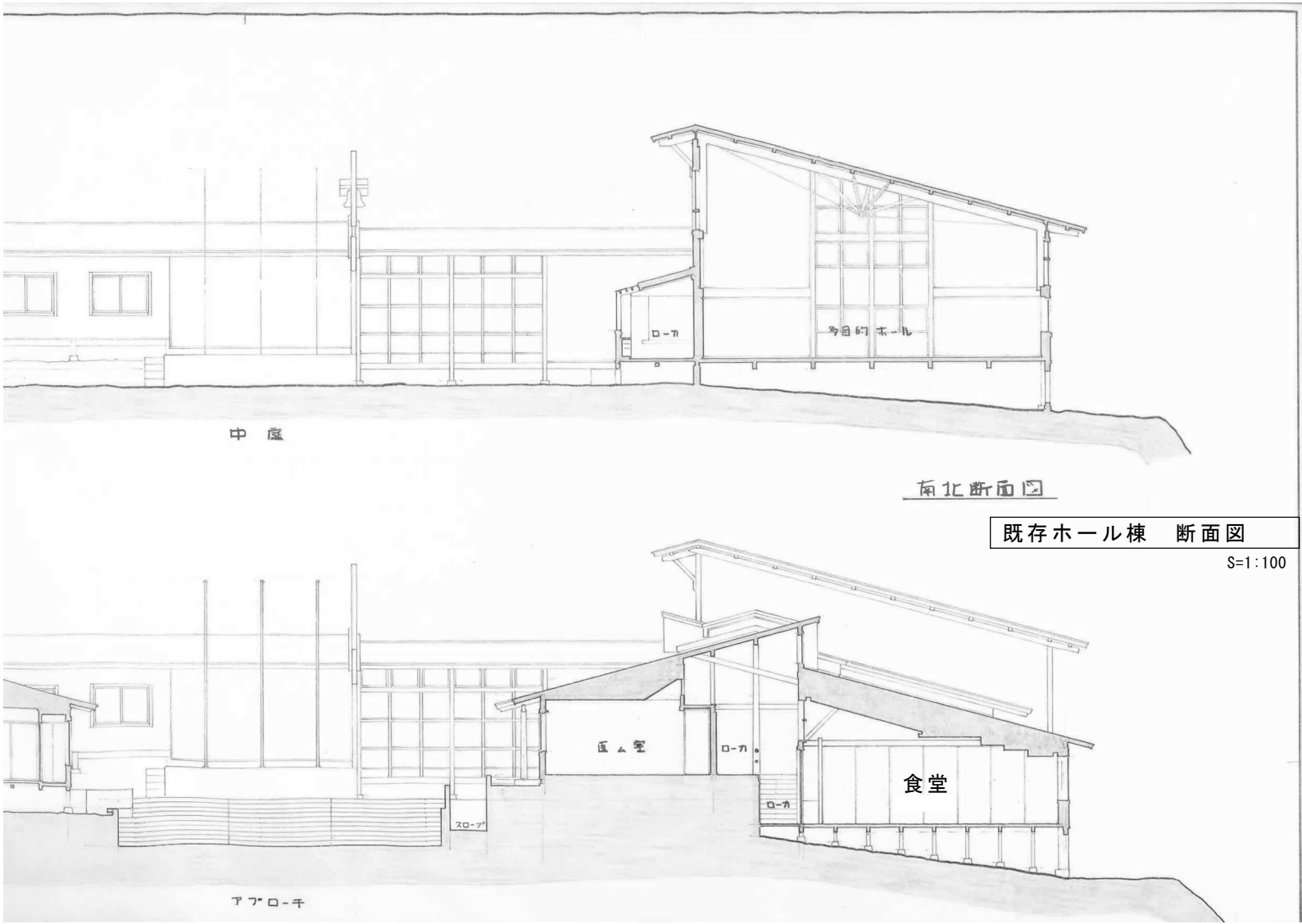
全体平面図 S=1:400



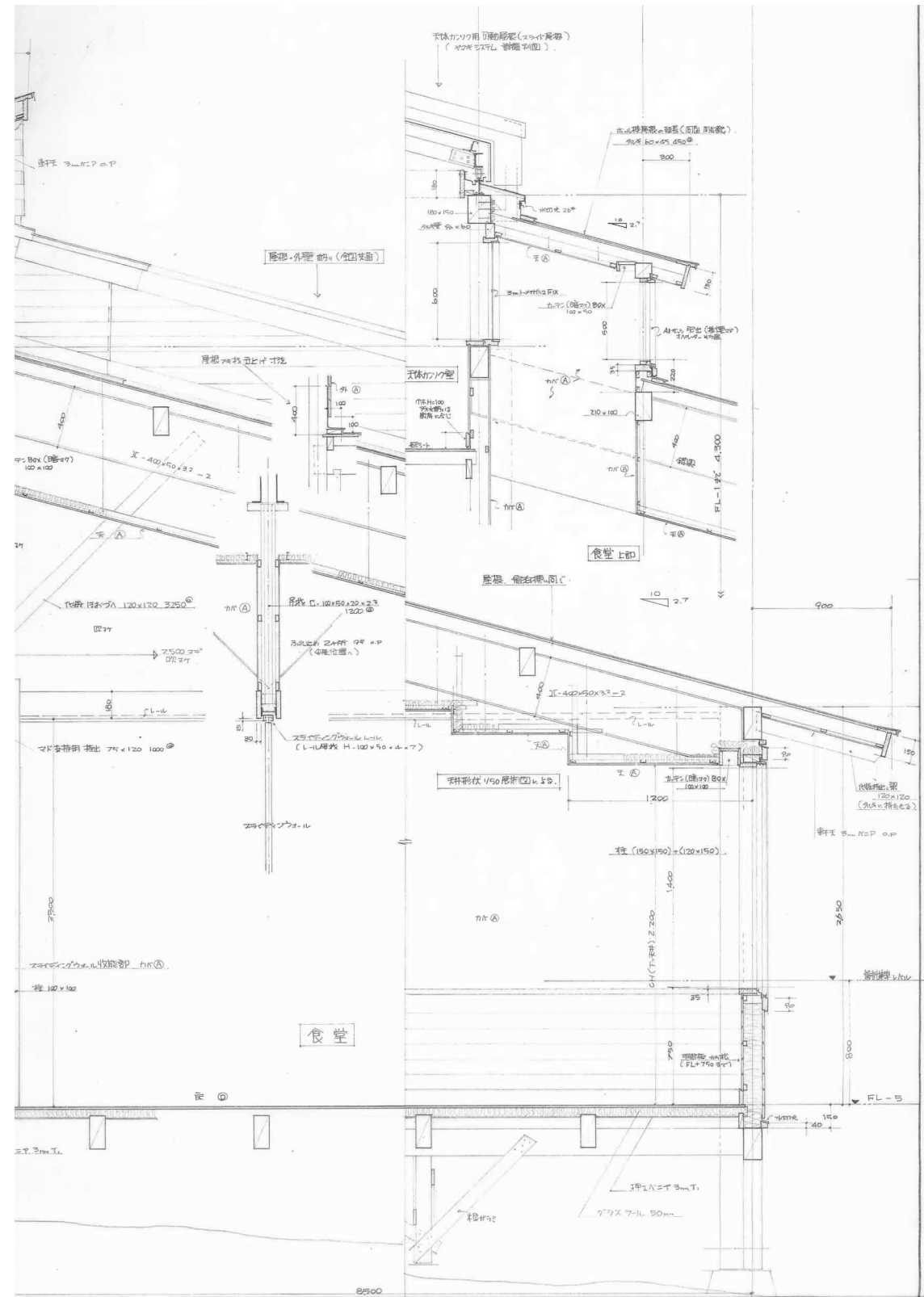
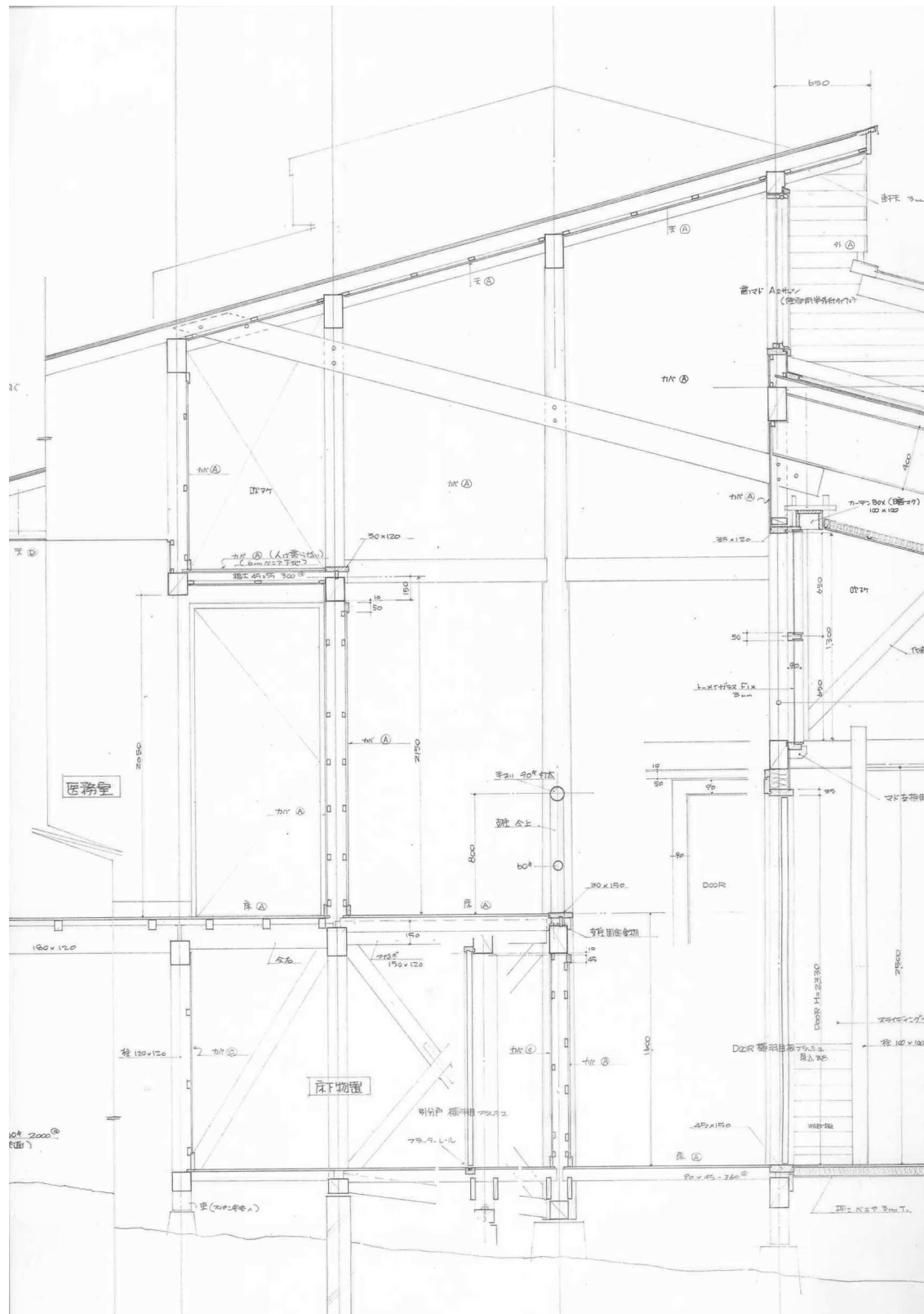
管理棟・ホール棟平面図
S=1:200



既存管理棟 平面図
S=1:100

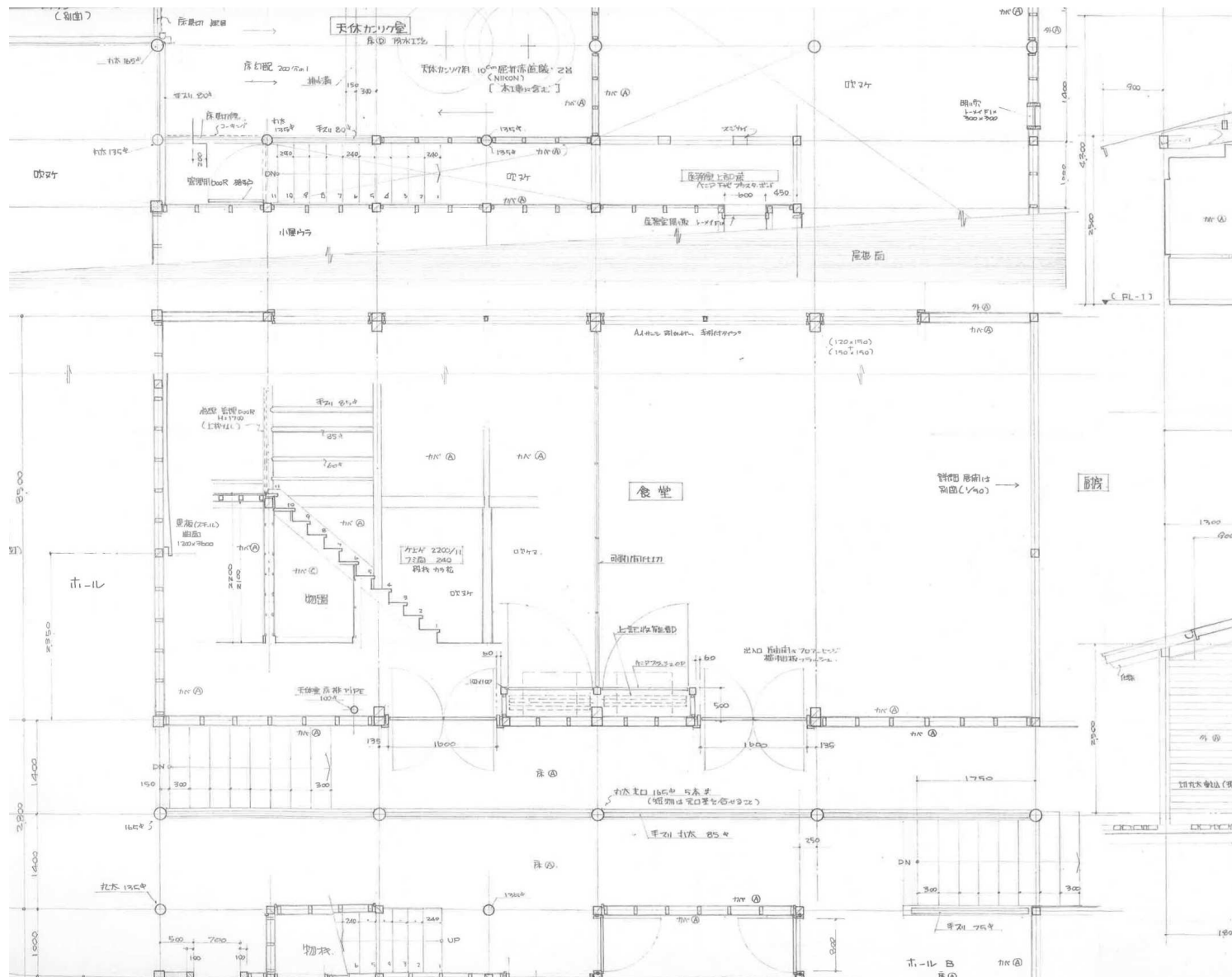


既存管理棟 断面図
S=1:100



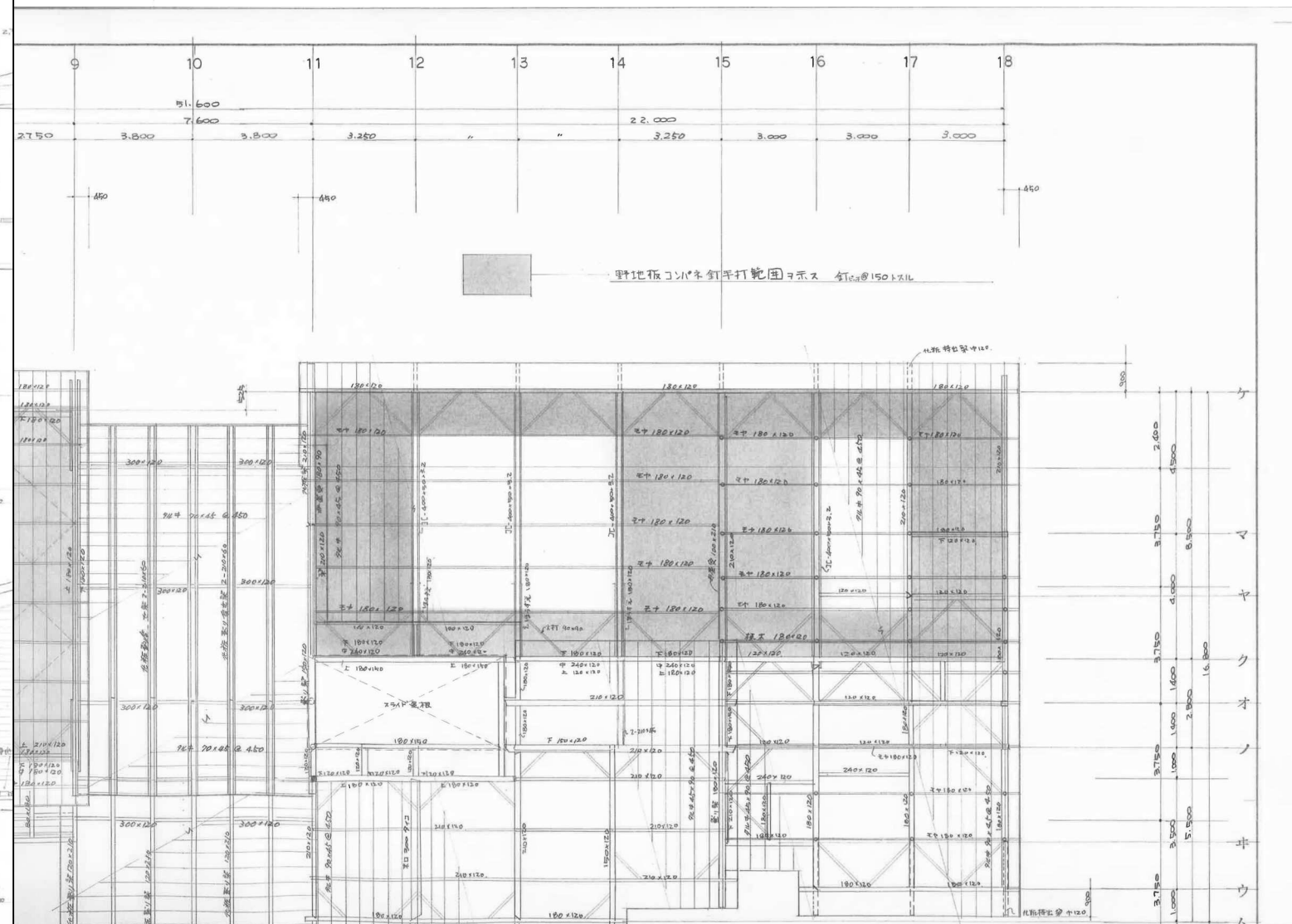
既存管理棟 矩計図

S=1:20



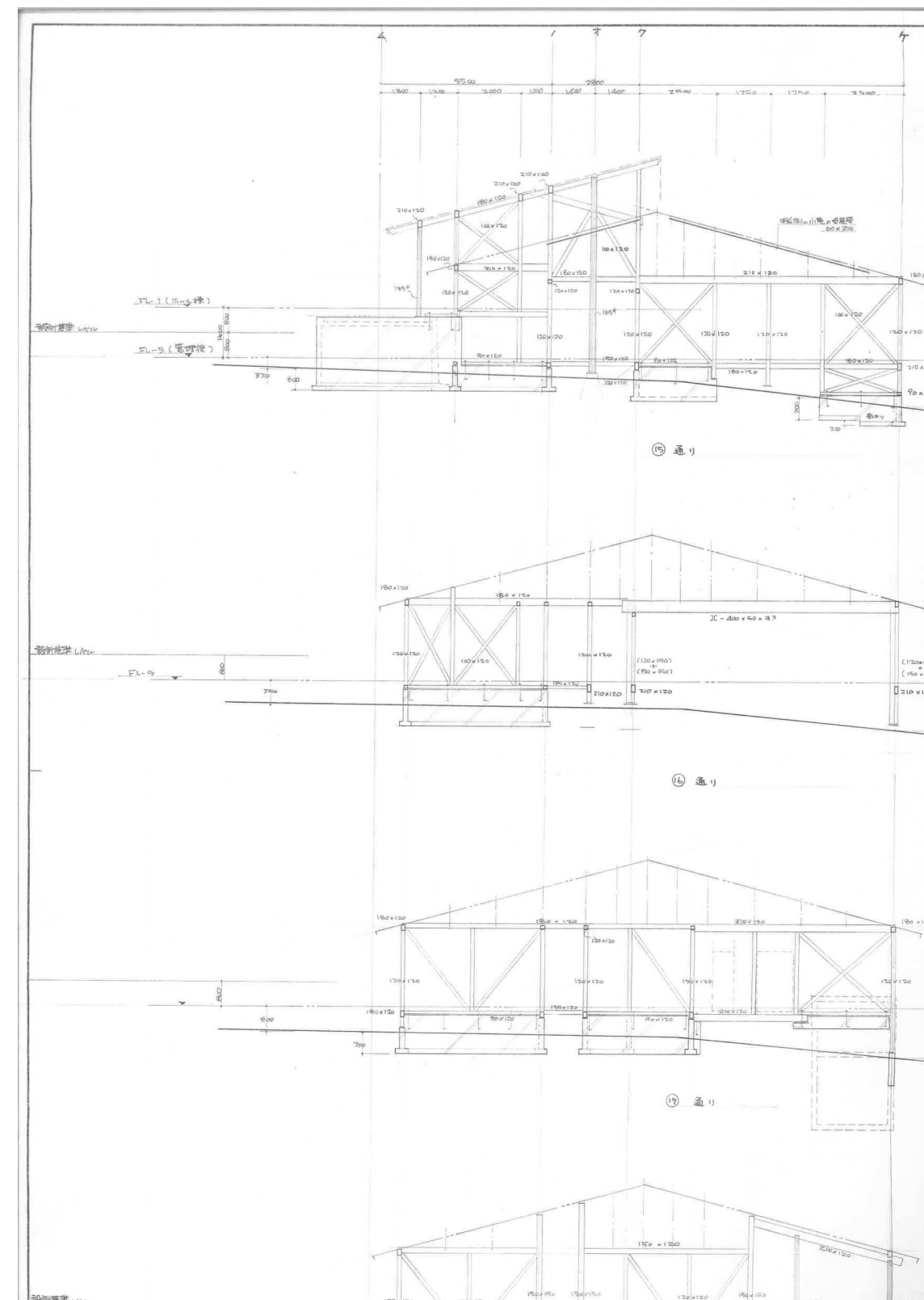
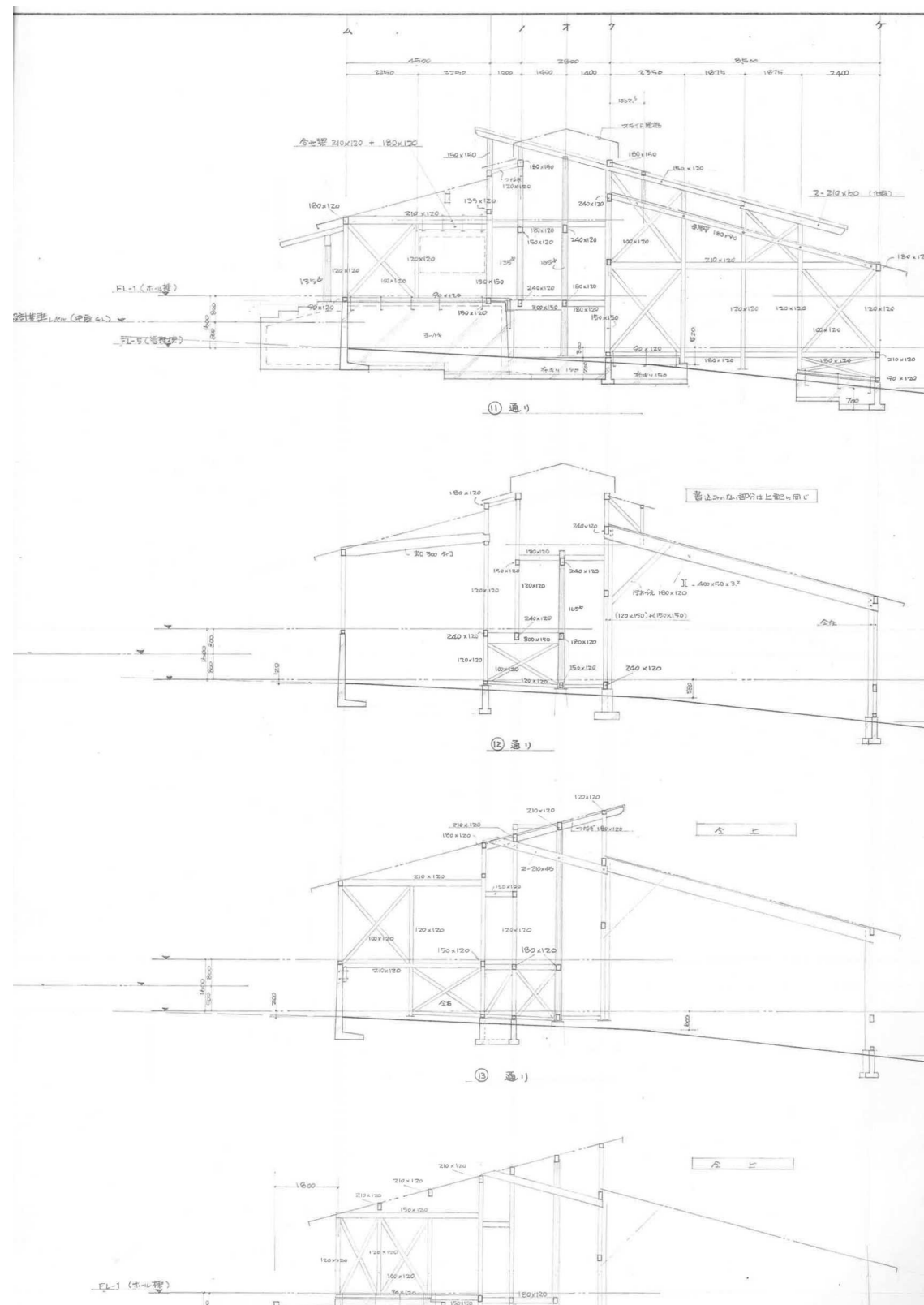
既存 管理棟 食堂平面詳細図

S=1:50



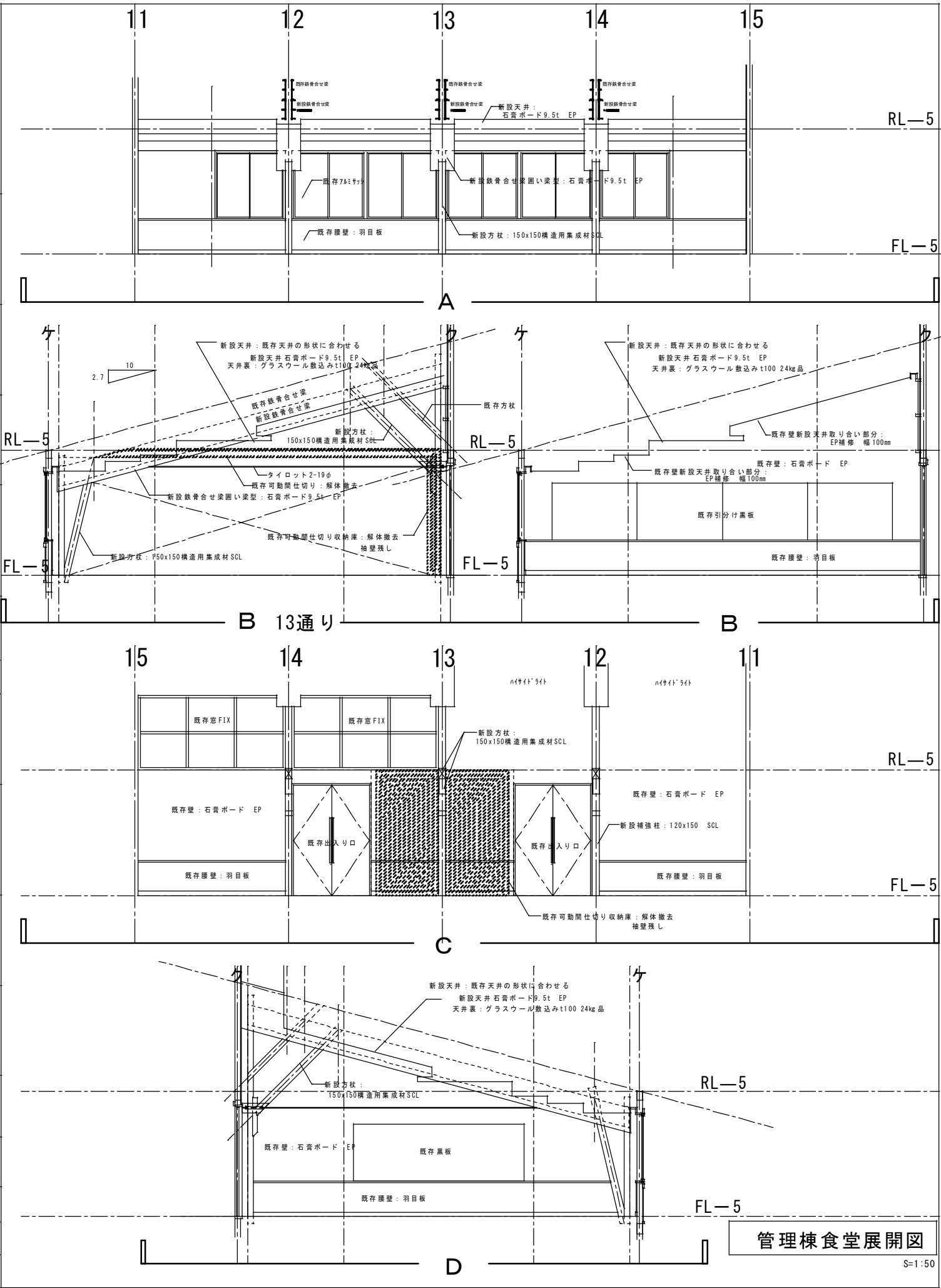
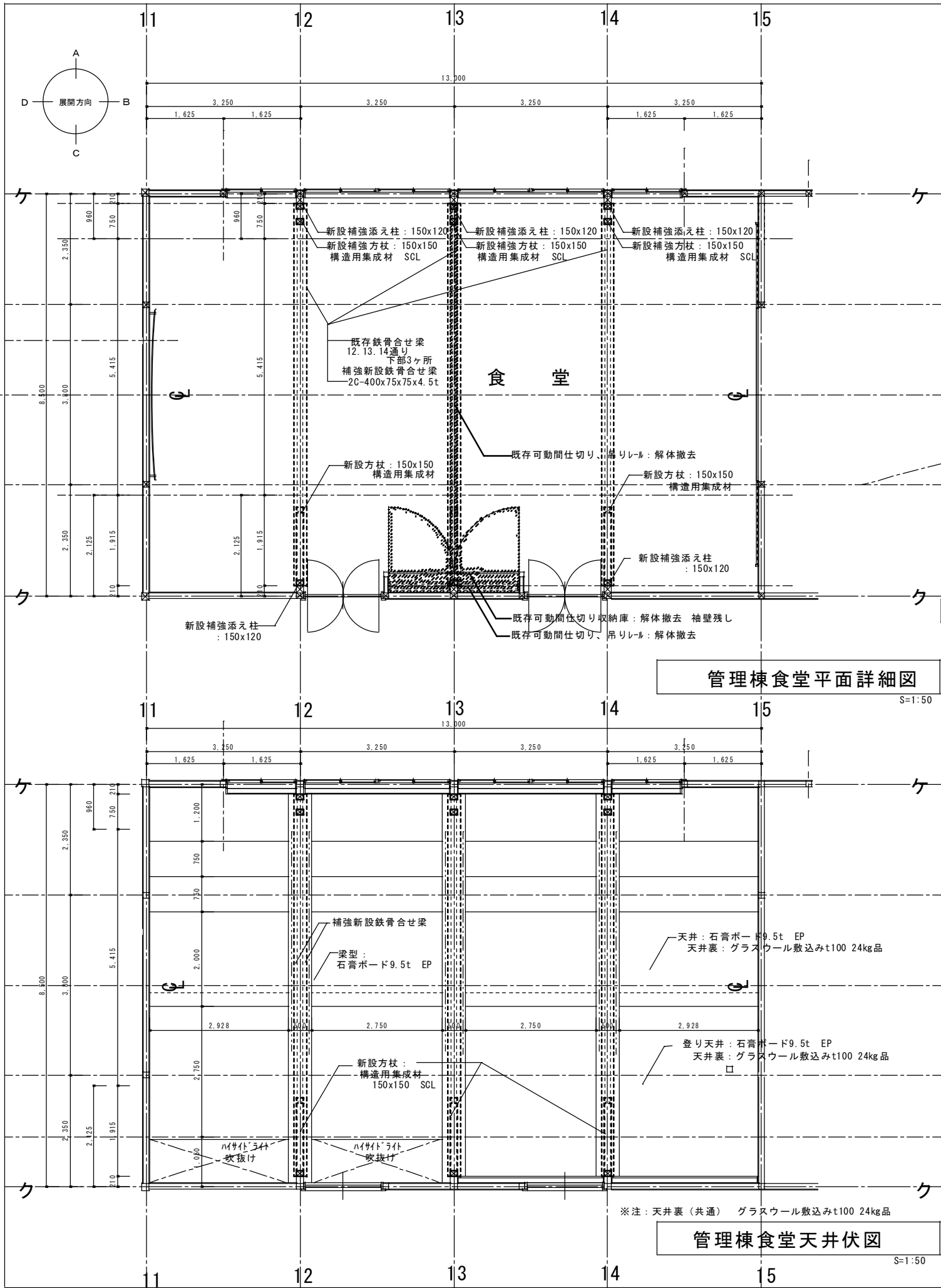
既存 管理棟 小屋伏せ図

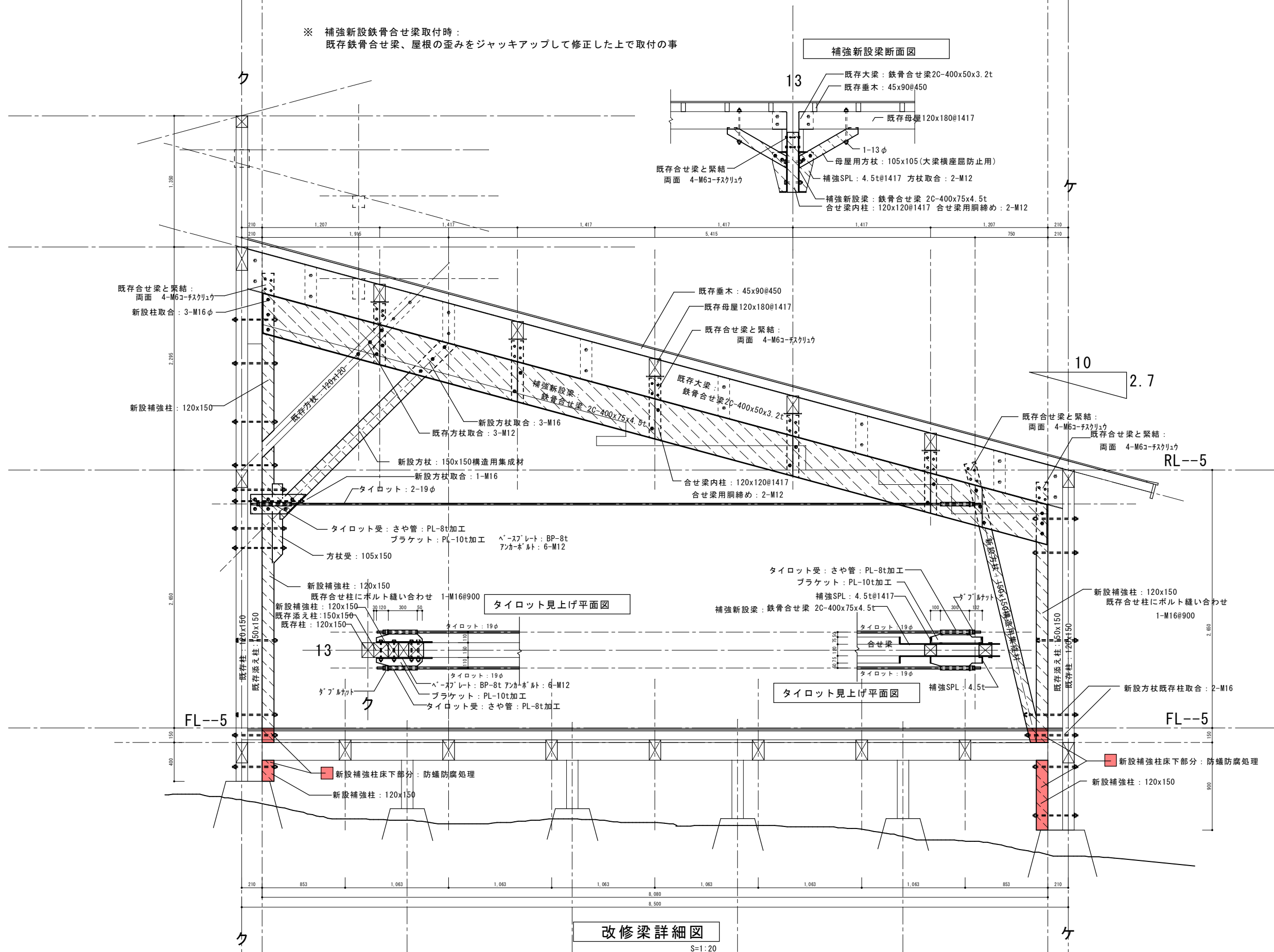
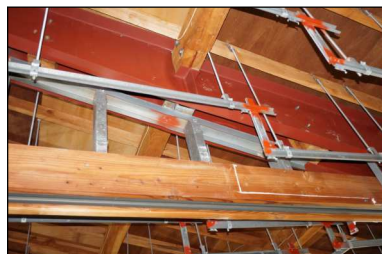
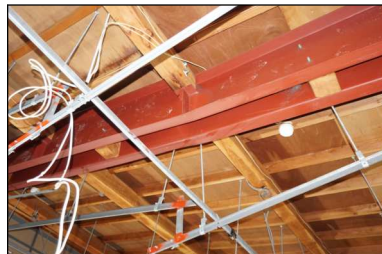
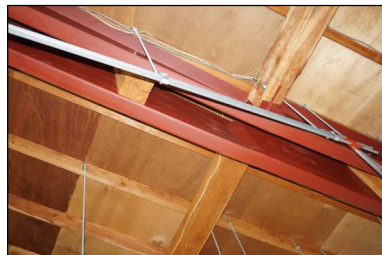
S=1:100



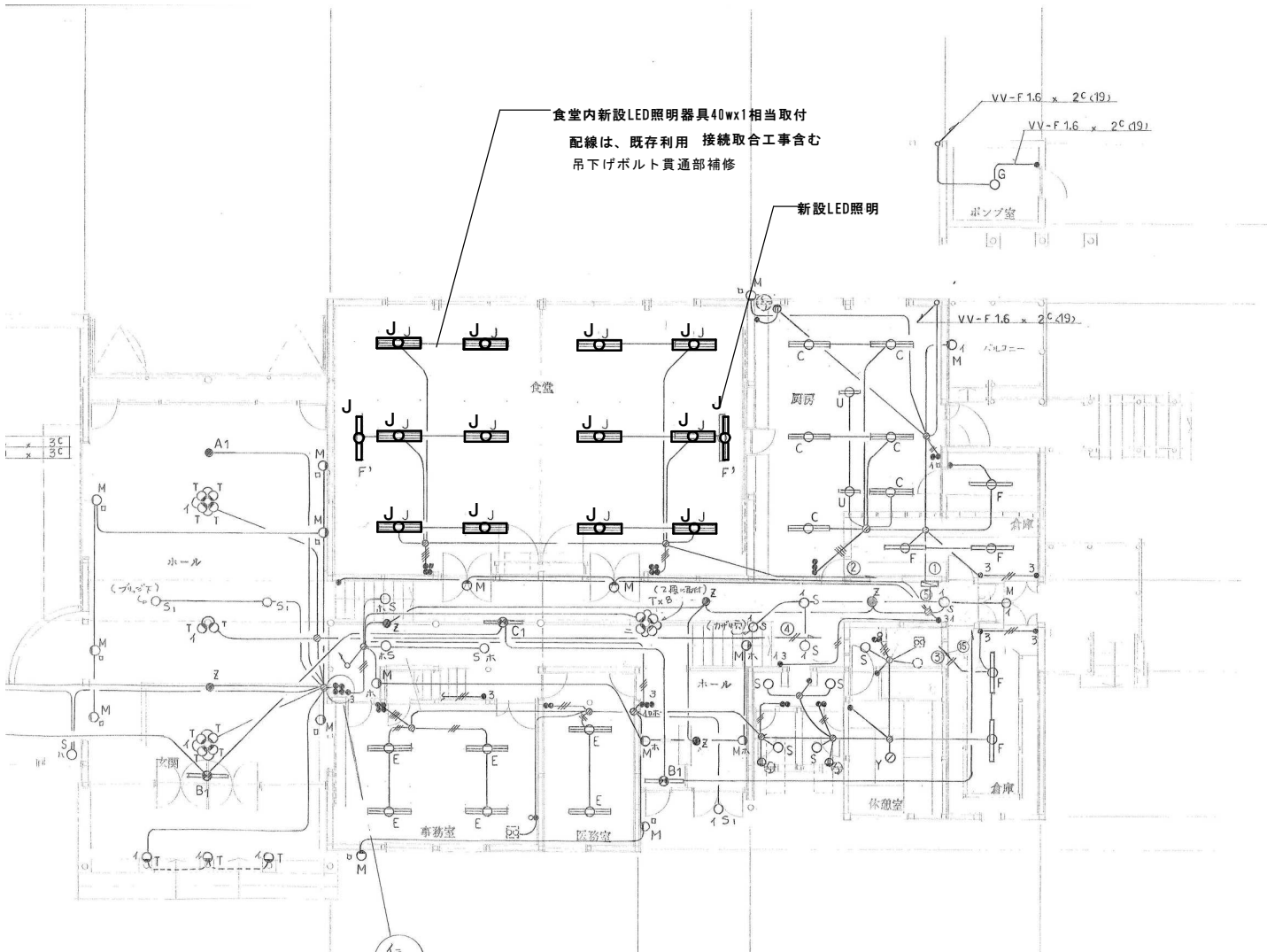
既存 管理棟 軸組図

S=1:100





A FL-20 x 1	J FL-40 x 2	P FL-10 x 1
B FL-40 x 1	200V 新設LED照明：40w1灯型	
C FL-40 x 2	防湿型	K FCL-40 x 32
E FL-40 x 2	L MF-250 200V 電動昇降式	R IL-60
F FL-40 x 1	M IL-75 クービウム	T IL-130
G FL-20 x 1	S IL-75 ミーリングライト	
F' FL-40 x 1	黒板灯	
H FL-40 x 1	N FL-6 x 1	U FL-15 x 1



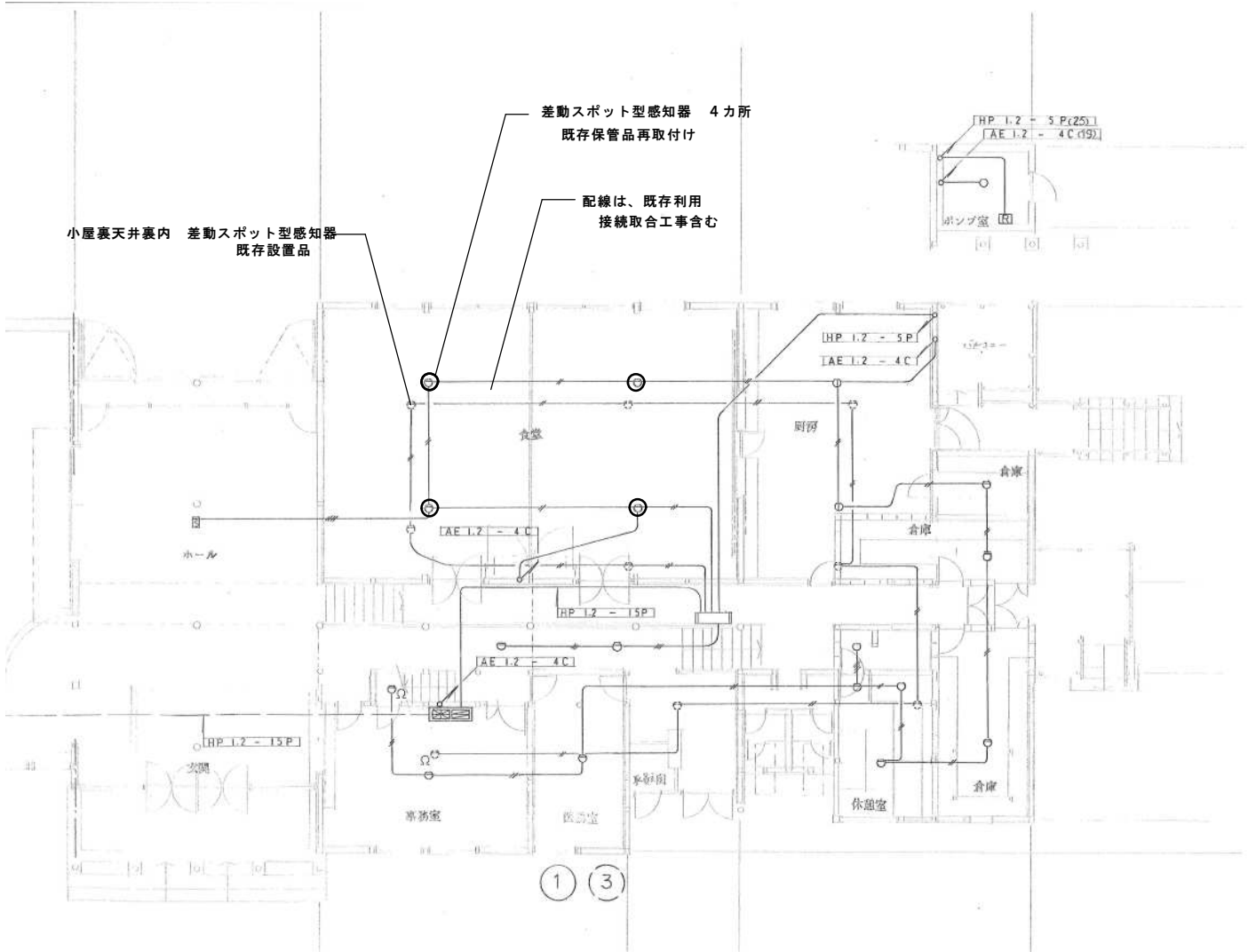
電灯設備 1階平面図
S=1:100

電灯設備 姿図

記号	凡 例	考 考
	受信機	P型 絞 回線
	複合受信機	自火報14回線 防排煙 1回線
	副受信機	回線
	複合警報	型
	電 鈴	DC24V 20mA 150Ω
	表 示 灯	AC30V 2W
	発 信 機	P型 1 級
	煙 感 知 器	光電式 2 種 型
	差動式スポット型感知器	2種
	定温式スポット型感知器	1種 75℃
	定温式スポット型感知器(防水型)	1種 75℃
	消火栓始動リレー	フリッカー方式
	終 端 抵 抗	10kΩ
	終 端 器	定電圧ダイオード
	回 線 試 験 器	
	警 戒 区 域 境 界 線	
	警 戒 区 域 番 号	No.1 ～No.12
	配 管 配 線	
	同	立上げ 引下げ
	防排煙運動制御器	1回線専用
	防排煙運動操作盤	回線
	煙 感 知 器	光電式 3 種 型
	防火戸自動閉鎖装置	DC24V スイッチ式
	表 示 区 域 番 号	No.1 ～No.

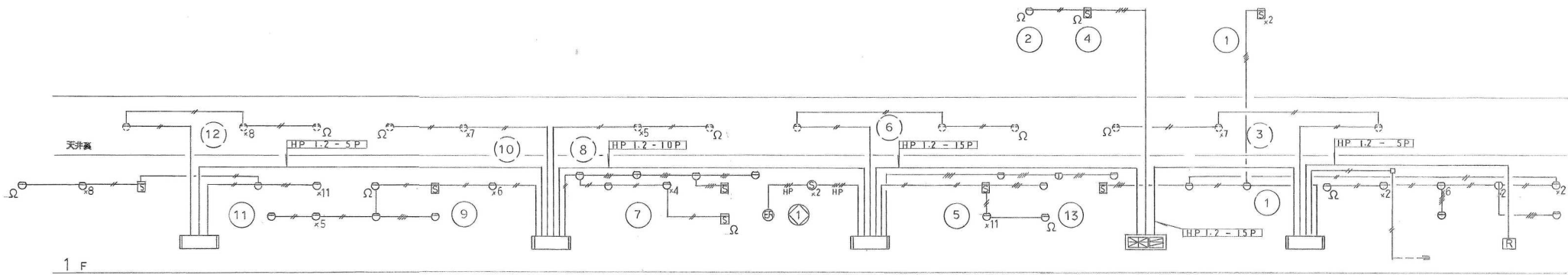
特記なき配管・配線は下記の通りとする

	AE 1.2 x 2C
	AE 1.2 x 4C
	HP 1.2 x 2C
	HP 1.2 x 5C



火災報知設備 平面図

S=1:100



系統図

火災報知設備 凡例・系統図